

# 第2次加東市環境基本計画 (中間見直し版)

素案

2026(令和8)年 月

加東市

次世代を担う子どもたちの想い  
～令和7年度「エコ（ECO）しましょう」ポスター応募作品から～



地球温暖化については、近年の気温上昇や異常気象の深刻化など、将来世代の安全・安心にも影響を及ぼす重要な環境課題として、行政としても継続的な理解促進が求められています。そのため本市では、児童期から環境への関心を育むことを目的に、小学生によるポスター制作を通じた意識醸成を行っており、毎年、地球温暖化に関する内容をテーマとして取り組んでいます。

上の2作品は、市内小学校から「地球にやさしい生活」をテーマに「エコ（ECO）しましょう」ポスターを募集し、審査の結果、加東市長賞（左）、加東エコ隊長賞（右）を受賞した作品です。

「温暖化を止める」「少しの行動が未来を変える」という子供たちのメッセージからは、リサイクルやごみ分別を行うことで「資源を守る」という意識や、エアコンの温度調節やエコ活動を行う「省エネ活動」という意識が、絵で表現されており、できることから地球環境に取り組む意図が見受けられます。一人ひとりが意識することで、将来に継承されていくと思われます。

## はじめに

加東市では、「豊かな環境を未来へつなぐまち 加東～パートナーシップで学び育む持続可能な自然共生社会～」を加東市の環境の将来像として掲げ、2021（R3）年度から2030（R12）年度までを計画期間とする10年間の環境施策の展開を定めた「第2次加東市環境基本計画」を策定し、環境施策を推進してまいりました。

この度、持続可能な加東市の環境を作っていくため、これまでの5年間の進捗を評価し、社会情勢等の変化に応じた中間見直しを行いました。

また、環境問題の解決や環境施策の展開にあたりましては、市民・事業者の皆様と協働して取り組んでいくことが不可欠となりますので、引き続き皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

最後に、この計画の策定にあたり、熱心なご審議を賜りました加東市環境市民会議ならびに加東市環境審議会の委員の皆様、パブリックコメントやアンケートにご協力いただきました市民、小中学生、事業者の皆様に心からお礼申し上げます。

令和8年 月

加東市長 岩根 正

## 目 次

<b>第 1 章 加東市環境基本計画の基本的な考え方</b> .....	1
1. 計画見直しの趣旨 .....	1
2. 計画の背景（第2次計画のあらまし） .....	2
3. 加東市環境基本計画について .....	3
4. 計画の位置づけ .....	3
5. 計画の基本理念 .....	4
6. 計画の期間 .....	4
7. 計画の対象範囲 .....	5
8. 各主体の役割について .....	6
<b>第 2 章 加東市の環境を取り巻く現状</b> .....	7
1. 国及び県の環境政策 .....	7
2. 環境を取り巻く国際的な動向 .....	7
<b>第 3 章 加東市の環境の将来像と計画の基本方針</b> .....	10
1. 加東市の環境の将来像 .....	10
2. 計画の基本方針 .....	11
3. 施策の体系 .....	13
<b>第 4 章 環境の保全と創造に関する取組</b> .....	14
1. 環境の保全と創造に関する施策 .....	14
1 廃棄物分野 .....	14
2 地球環境分野 .....	19
3 自然環境分野 .....	24
4 生活環境分野 .....	29
5 協働の推進・環境学習分野 .....	34
<b>第 5 章 推進と評価の仕組み</b> .....	38
1. 計画推進の考え方 .....	38
2. 計画の推進体制 .....	38
<b>用語解説</b> .....	41

資料編 .....	48
1. 加東市の現状 .....	48
2. 加東市の市民等の環境意識 .....	66
3. 加東市環境基本条例 .....	83
4. 第2次加東市環境基本計画の見直しの経過 .....	91

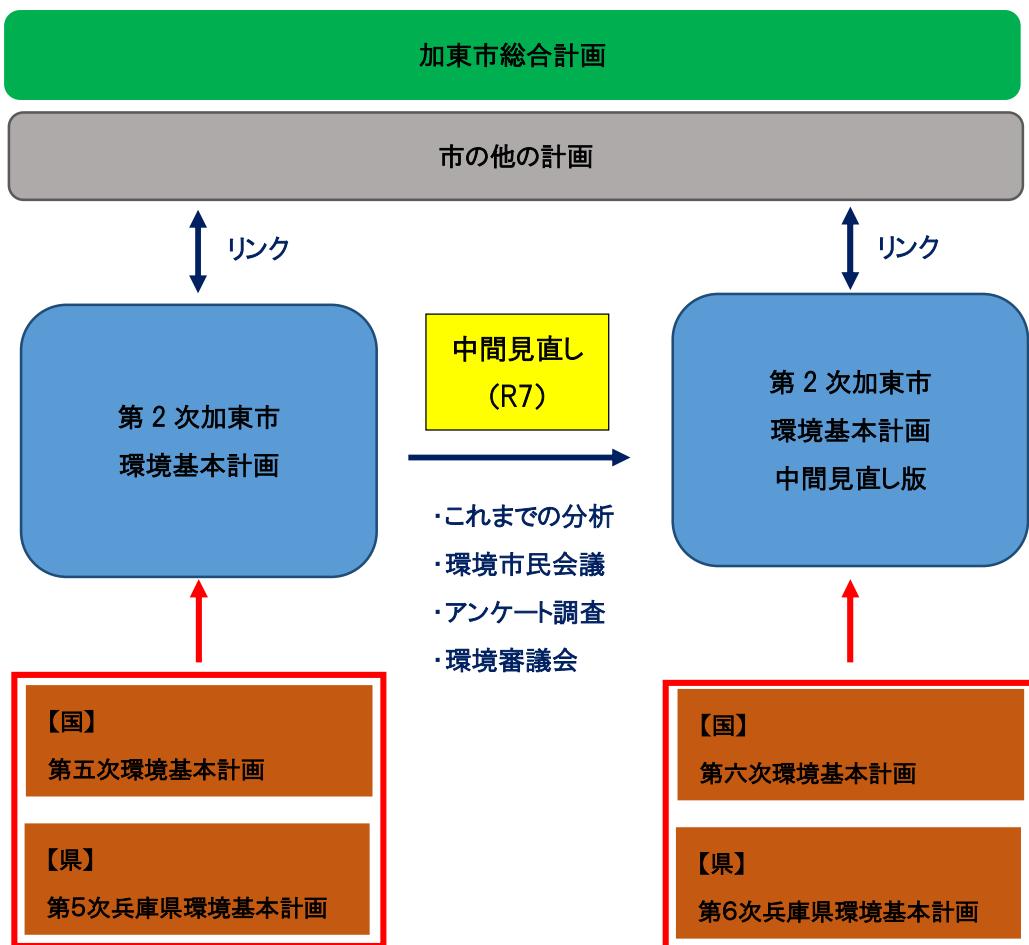
## 第1章 加東市環境基本計画の基本的な考え方

### 1. 計画見直しの趣旨

本計画は、第2次加東市総合計画を環境面から具体化するもので、加東市環境基本条例第10条に明記された「環境の保全と創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な計画」として策定し、環境の保全に関する長期的な目標と施策の方向性を定め、施策の総合的かつ効果的な推進を図ってまいりました。

本計画の計画期間は、2021（R3）年度から2030（R12）年度までの10年間としており、地球環境の保全等の長期的な取組についても実効性を確保するために、計画策定の5年目に社会情勢の変化等に応じた計画の見直し及び更新（以下、「中間見直し」という。）を行いました。

中間見直しは、昨今の情勢を注視しつつ、主に国及び兵庫県が示した方向性、市民等のアンケート調査結果や加東市環境市民会議や加東市環境審議会の議論を踏まえて実施しました。



## 2. 計画の背景(第2次計画のあらまし)

---

本市では 2011 (H23) 年に循環を基調とした、持続的発展が可能な社会を創るために環境に係るまちづくりのマスタープランとして、加東市環境基本計画及び行動方針（第1次計画）を策定しました。第1次計画期間中には、市民・事業者・市が協働で様々な環境課題に取り組み、1人1日当たりの生活系ごみ排出量が県下で一番少ないまちとなるなど、一定の成果が見られています。

しかし、この間に地球規模での気温上昇、局所的集中豪雨などの気候の極端現象の頻発化、プラスチックごみによる海洋汚染、人為的な影響による生物多様性の低下など、様々な環境課題が顕在化するようになりました。地球温暖化問題に関しては、2018 (H30) 年に IPCC (気候変動に関する政府間パネル) の「1.5°C特別報告書」において、世界全体の平均気温の上昇が 2030 (R12) ~2052 (R34) 年の間に 1.5°Cに達する可能性が高いことが示されるなど、地球温暖化の要因となる温室効果ガスのさらなる削減や、すでに影響が現れている事象に対する被害拡大の防止が必要となっています。

市内においても地球温暖化による健康被害や農産物への影響が顕在化しているほか、不法投棄の問題や遊休農地の増加による生物多様性や生活環境への影響など、取組を強化していくべき環境問題が見られます。

国際社会では、地球温暖化に対処するための国際的取組であるパリ協定の採択、2030 (R12) 年までに達成すべき国際目標としての SDGs (持続可能な開発目標) の採択など、様々な新しい取組が進められています。また、国や県でも、第五次環境基本計画、第5次兵庫県環境基本計画を策定し、新しい取組が進められています。

さらに、2020 (R2) 年 10 月には、内閣総理大臣が所信表明演説において、2050 (R32) 年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロとするとの宣言を行い、温暖化対策における国や自治体の役割が一層重要になっています。

本計画は、こうした環境問題を取り巻く状況の変化や、国際社会、国、県の環境政策の動向を踏まえて第1次計画の見直しを行い、策定するものです。

### 3. 加東市環境基本計画について

加東市環境基本計画は、加東市環境基本条例の基本理念及び施策の基本方針、加東市総合計画に基づき、環境の保全と創造の面において、施策の総合的かつ計画的な推進を図るための計画として策定するものです。

また、本計画では、市民・事業者・市のパートナーシップにより取り組むべき重点取組を示し、環境基本計画を具体的な行動につなげていくこととします。

### 4. 計画の位置づけ

本計画は、第2次加東市総合計画を環境面から具体化するもので、加東市環境基本条例第10条に明記された「環境の保全と創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な計画」として策定します。計画の策定に当たっては、国及び県の環境基本計画の内容を踏まえ、本市の環境特性に対応した計画とします。

本計画を本市の環境に関する最上位の計画として位置づけることで、市全域で総合的かつ計画的に環境の保全と創造を推進します。そのため、本市の他の計画は、本計画との整合を図り、環境の保全を優先するように努めるものとします。



図 計画の位置づけ

## 5. 計画の基本理念

計画の基本理念は、普遍的な考え方で環境に対する認識、姿勢を明らかにするもので  
す。

本計画では、2009（H21）年に制定した加東市環境基本条例第3条に基づき、以下  
を計画の基本理念とします。

- 環境の保全と創造は、すべての市民が健全で豊かな環境の恵みを享受するとともに、  
この環境が将来の世代へ継承されるように積極的に行われなければならない。
- 環境の保全と創造は、人間が自然から多くの恵みを受けていることを認識し、自然  
との共生と環境への負荷の少ない持続的に発展することができる社会を構築するこ  
とを目的として、市、事業者、市民それぞれの責務に応じた役割分担のもとに自主  
的かつ積極的に行われなければならない。
- 地球環境の保全は、人類共通の課題であり、地域の環境と深く関わりがあることを  
認識して、すべての事業活動及び日常生活において積極的に推進されなければならない。

## 6. 計画の期間

本計画の計画期間は、2021（R3）年度から2030（R12）年度までの10年間と  
します。地球環境の保全等の長期的な取組についても実効性を確保するために、計画策  
定後5年目である2025（R7）年度に、社会情勢の変化等に応じた計画の見直し、更  
新を行いました。

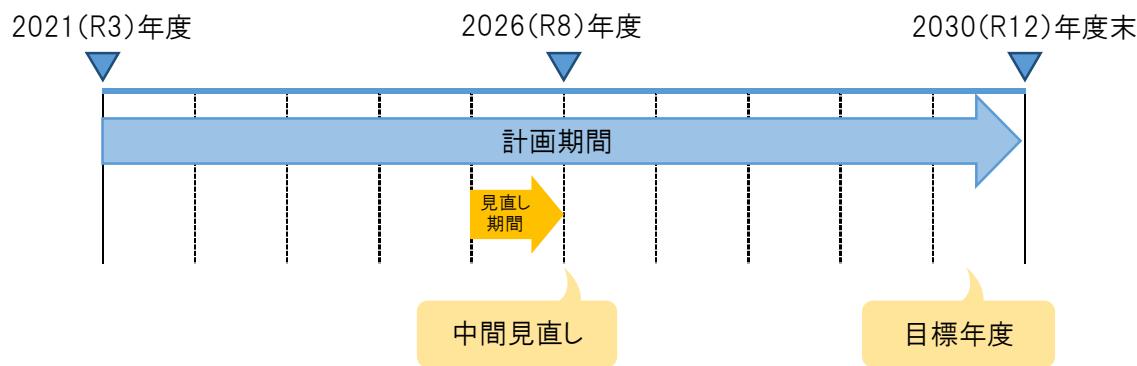


図 計画の期間

## 7. 計画の対象範囲

---

### 地域の範囲

本市全域を対象範囲としますが、地球環境分野については地球温暖化による影響を踏まえ、地球全体を視野に入れるものとします。

なお、広域的に連携を図っていくべき問題については、近隣自治体等と協力して対処することとします。

### 実施主体の範囲

市 民	市内に在住、勤務、在学する方、市民団体
事業者	市内で事業活動を行うすべての方
市	市が市内で行う行政活動のすべて

### 環境の範囲

廃棄物	循環型社会、ごみの減量・分別、食品ロス など
地球環境	地球温暖化、気候変動への適応、省エネルギー、再生可能エネルギー、グリーン購入、交通 など
自然環境	生物多様性、里山・山林、河川・水路、ため池、農地、歴史文化遺産 など
生活環境	大気汚染、水質汚濁、騒音、振動、悪臭、空家・空地、まちの景観・緑化、不法投棄 など

## 8. 各主体の役割について

環境の保全と創造に関する取組を効果的に推進するためには、市民・事業者・市がそれぞれの責務を果たすとともに、協働して日常生活や事業活動などで環境への配慮に努めることが必要です。

加東市環境基本条例には、市民・事業者・市のそれぞれの責務と協働について、その方針を示しています。

本計画においても、それぞれの主体に示された責務と協働の方針に基づき、全ての主体の参画と相互の連携・協働からなるパートナーシップによって取り組むこととします。

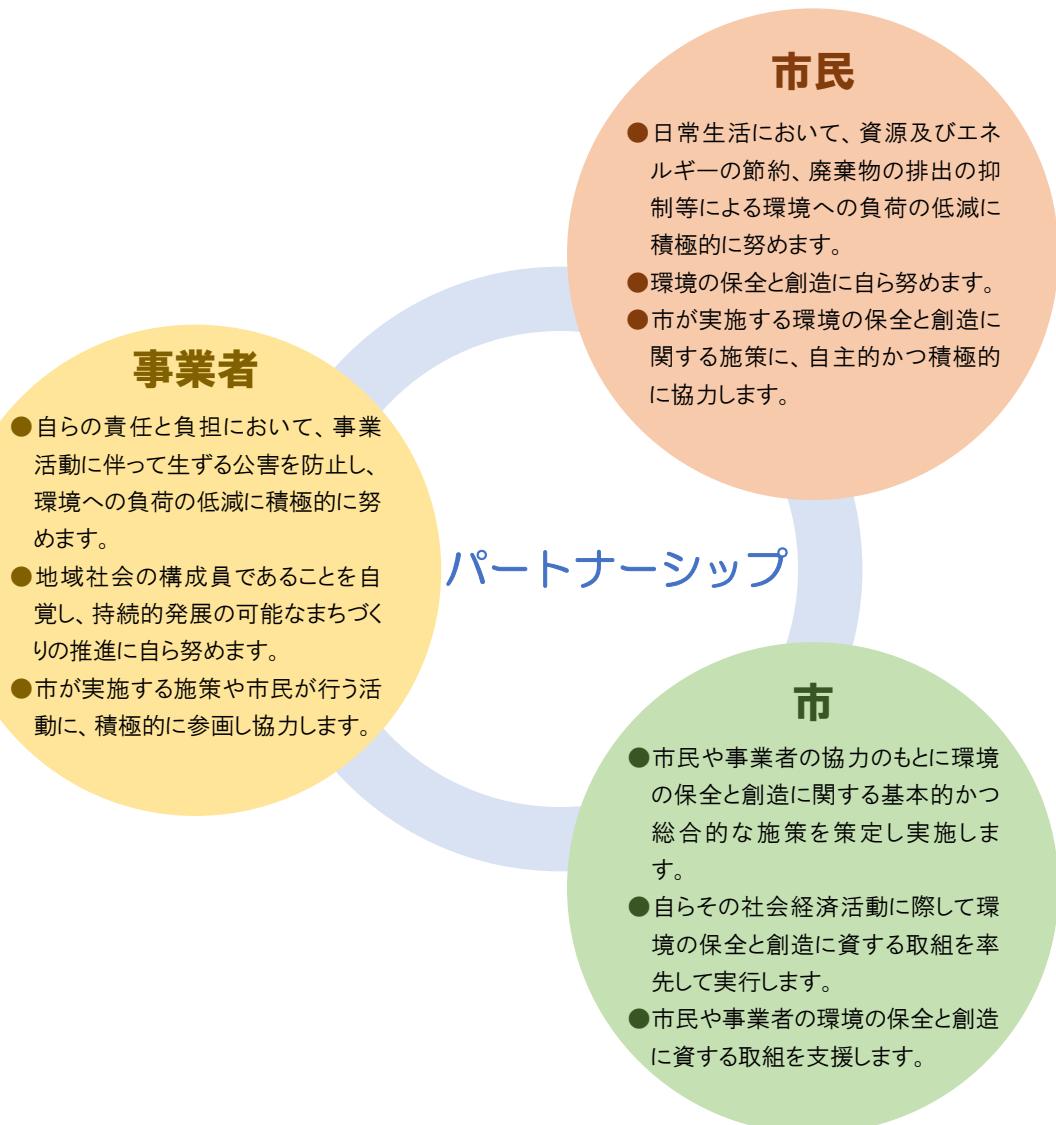


図 各主体の役割とパートナーシップのイメージ

## 第2章 加東市の環境を取り巻く現状

### 1. 国及び県の環境政策

#### 第六次環境基本計画

2024（R6）年5月に閣議決定された第六次環境基本計画では、気候変動、生物多様性の損失、資源制約等の環境課題に的確に対応し、脱炭素・循環経済・自然共生社会を統合的に推進することを目的としています。

国民のウェルビーイング向上を最上位目標とし、再生可能エネルギー導入、資源循環の高度化、生態系保全、環境投資の促進、科学技術活用、国際連携等を重点施策として位置づけ、持続可能な経済社会の実現を図るといった方向性を示しています。

#### 第6次兵庫県環境基本計画

2025（R7）年3月に策定された第6次兵庫県環境基本計画は、気候変動や資源循環、生物多様性などの環境課題に対応し、県が目指す環境の将来像と施策の方向性を示した総合的な環境指針です。

「将来につなぐ兵庫の自然のめぐみ～県民と共に創る環境価値～」を基本理念とし、カーボンニュートラルの推進、資源循環の強化、自然環境の保全・再生、地域特性を活かした持続可能な地域づくりなどを総合的に進める目的としています。

### 2. 環境を取り巻く国際的な動向

#### パリ協定

豪雨や猛暑等、地球規模の気候変動に対して、2015（H27）年に、国連気候変動枠組条約締約国会議で「パリ協定」が合意され、温室効果ガス削減に関する国際的取り決めがなされました。パリ協定では、温室効果ガス排出削減の長期目標として、気温上昇を2°Cより十分下方に抑える（2°C目標）とともに1.5°Cに抑える努力を継続すること、そのために今世紀後半に人為的な温室効果ガス排出量を実質ゼロ（排出量と吸収量を均衡させること）とすることが盛り込まれました。各国は、この目的を達成するために自ら定めた削減目標を国連に提出し、5年ごとに目標を提出することが求められています。

また、このような温暖化を和らげる対策（緩和策）のほか、すでに起こりつつある影響に対して、人間社会のあり方を調整するための、気候変動適応に関する事項も盛り込まれています。

## 持続可能な開発目標（SDGs）

2015（H27）年9月の第70回国連総会で、「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択され、この中で、2030（R12）年までに取り組むべき課題として、「貧困と飢餓への終止符」、「国内的・国際的な不平等との戦い」、「平和で包摶的な社会を打ち立てること」、「人権を保護し、ジェンダー平等と女性・女児の能力強化を進めること」、「地球と天然資源の永続的な保護を確保すること」が挙げされました。

SDGs（持続可能な開発目標）は、こうした課題を踏まえて、先進国、開発途上国も同様に、国際社会全体が2030（R12）年までに達成すべき17の目標として定められたものです。なお、17の目標は相互に関連するものであり、複数の目標を統合的に達成することが目指されています。



## カーボンニュートラル

2050年カーボンニュートラルは、EU・米国・日本を含む多くの国々が掲げる最重要環境目標であり、エネルギー転換、産業構造改革、地域政策にまで影響を及ぼす大規模な社会変革として位置づけられています。国際的には、再生可能エネルギーの大幅拡大、電動化の推進、水素・アンモニアなど次世代エネルギーの実装が加速し、企業ではネットゼロ戦略策定やサプライチェーン管理が標準化しつつあります。金融分野では脱炭素投資が拡大し、グリーンファイナンスの枠組み整備が急速に進展しています。地方自治体においては、地域資源を活かした再エネ導入、公共施設の省エネ化、生活・産業分野の排出削減など、多層的な施策の実行が求められています。

## サーキュラーエコノミー

EUの循環経済行動計画を中心に、資源の採取・生産・廃棄を前提とした従来型経済から、資源使用量を最小化し再使用・再生利用を最大化するサーキュラーエコノミーへの移行が国際的に加速しています。特にプラスチック規制の強化、廃棄物発生抑制、リサイクル義務化が進み、製品設計段階から循環性を高める「デザイン・フォー・サーキュラリティ」が企業行動として浸透しつつあります。アジア諸国でも廃棄物問題の深刻化を背景に循環型社会政策が進展しており、国際協調が重要性を増しています。自治体でも、資源回収体制の高度化、食品ロス削減、再資源化の促進、地域循環共生圏の形成など、地域特性に応じた循環経済システムの構築が求められています。

## ネイチャーポジティブ

自然の損失が加速する中、2030年までに自然の状態を回復軌道へと転換させる「ネイチャーポジティブ」が国際社会で共有目標となっています。昆明・モントリオール生物多様性枠組では、20b y 30に代表される保全地域の拡大、生態系の劣化停止と回復、持続可能な利用の促進が明確化されました。また、TNFDが策定され、企業や金融機関による自然関連リスク・機会の把握と情報開示が国際的に普及しつつあります。EUや各国でも生態系再生プロジェクトが拡大し、農林水産業や都市政策に自然資本の視点を組み込む流れが強まっています。地域においても、保全と利用の両立、モニタリング体制の強化、地域主体の自然再生が重要となります。

## 気候変動・レジリエンス

地球温暖化の進行に伴い、豪雨、猛暑、水災害、干ばつなどの影響が世界各地で顕在化しており、気候適応の重要性が国際的に急速に高まっています。IPCCは適応策の遅れが社会経済への甚大な損失を拡大すると警告し、国際的には仙台防災枠組を基盤に、災害リスク削減、強靭な社会インフラの整備、自然を活用した防災（NbS）の推進が広がっています。都市の高温化対策、水資源管理、健康被害防止、農林水産業のレジリエンス向上など多領域での適応行動が求められ、自治体でも地域の脆弱性評価を踏まえた適応計画の策定と実行が不可欠となっています。

## 第3章 加東市の環境の将来像と計画の基本方針

加東市環境市民会議では、加東市の環境の課題について話し合ったうえで、「廃棄物分野」、「地球環境分野」、「自然環境分野」、「生活環境分野」のそれそれぞれにおいて、「市民・事業者の目指す加東市のすがた」、「重点取組」、「加東市の環境の将来像」が検討されました。

本計画では、市民会議での意見交換を踏まえて定めた加東市の環境の将来像の実現に向けて、計画の基本方針を定め、環境の保全と創造に積極的に取り組んでいくこととします。

### 1. 加東市の環境の将来像

第1次計画の将来像である「多彩な水辺、歴史と文化あふれる山々、酒米“山田錦”実る農地を受け継ぐ誇り高き“環境びと”が集うまち 加東」の精神を引き継ぎつつ、以下の将来像を提示します。

美しい自然や実りある農地、数多くの文化遺産など、先人が遺した加東市の豊かな「環境」を次代に受け継いでいくため、市民、事業者、市など、様々な主体が参画し、環境について共に学び、育んでいこうという想いが込められています。本計画の推進により、環境分野はもとより、関係する産業や社会の持続可能な発展を目指し、SDGs の達成に寄与します。

豊かな環境を未来へつなぐまち 加東

～パートナーシップで学び育む持続可能な自然共生社会～

## 2. 計画の基本方針

本計画では、様々な環境課題を解決し、環境の将来像を実現するため、「廃棄物分野」、「地球環境分野」、「自然環境分野」、「生活環境分野」、「協働の推進・環境学習分野」の5分野を設定して取組を進めていくこととします。

また、環境分野ごとに SDGs の目標を位置づけ、本計画の取組を進めていくことで SDGs の目標の達成を目指すこととします。

以下に、環境分野ごとの基本方針と、環境分野ごとに位置づける SDGs の目標を示します。

### 廃棄物分野

### 資源循環型のまちづくり

3R（ごみの減量、再使用、再資源化）、ごみの適正処理の推進などに取り組み、持続可能な資源循環型のまちづくりを推進します。



こども園での出前講座

### 地球環境分野

### 未来のために地球を想うまちづくり

市民一人ひとりが地球環境を身近に感じ、地球環境に配慮して、省エネルギー対策などに取り組みます。また、気候変動によって起きる災害、被害への適応策を推進します。



かとう COOL CHOICE ウィーク

## 自然環境分野

## 人と自然が共存するまちづくり

里山や水辺環境などの自然環境や生態系の保全、文化遺産の継承を行い、人と自然が共存するまちづくりを推進します。



かとう自然学校（川の巻）

## 生活環境分野

## 安全安心で快適なまちづくり

まちの美化や緑化の推進により、美しい生活環境を保全します。また、県などと連携し、公害の未然防止に取り組み、安全安心で快適なまちづくりを推進します。



グリーンカーテンフォトコンテスト

## 協働の推進・環境学習分野

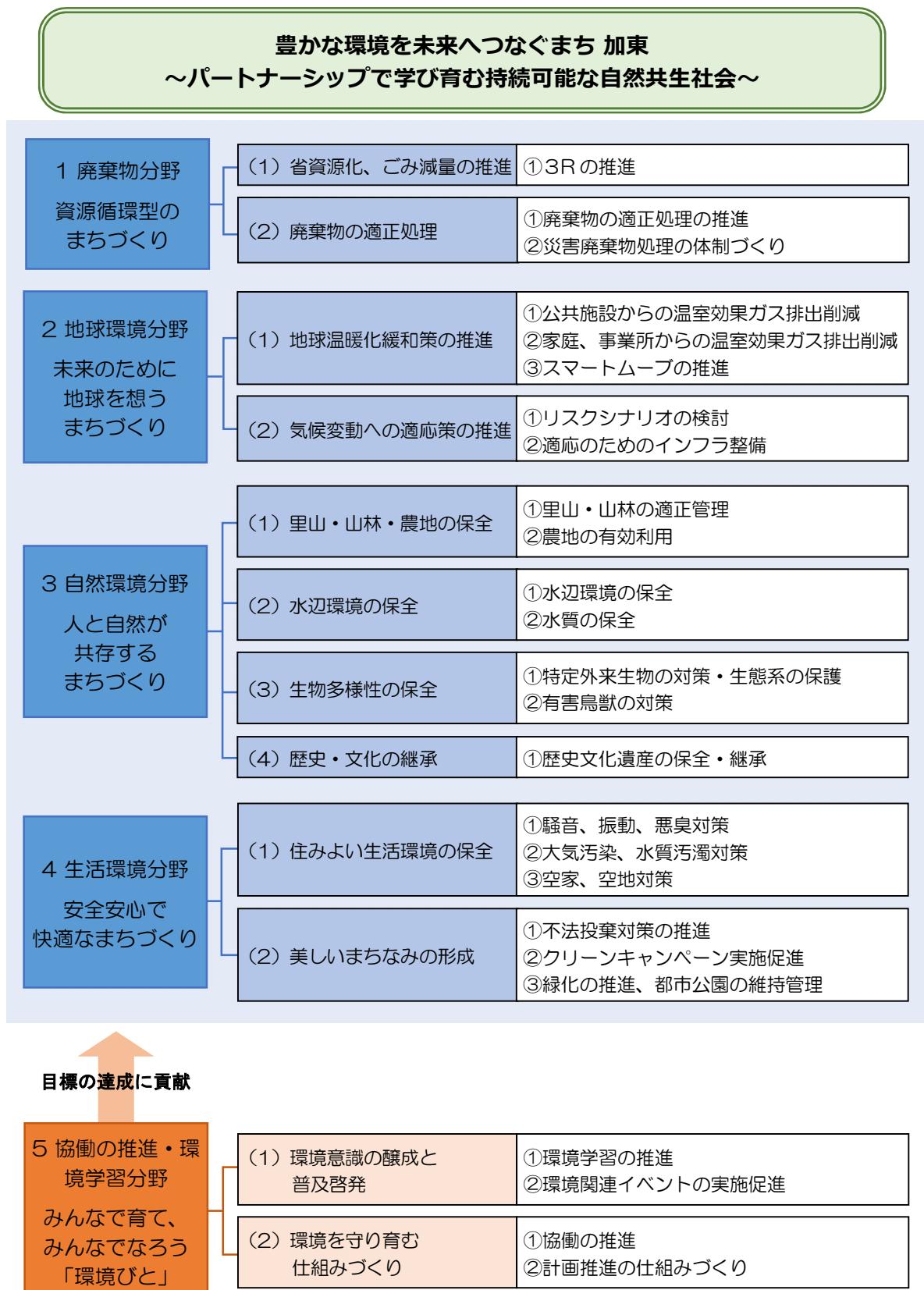
## みんなで育て、みんなでなろう 「環境びと」

市民の環境意識の醸成に向けた普及啓発活動に取り組むとともに、環境保全のための仕組みづくりを推進します。



「環境を考える」かとう市民の集い

### 3. 施策の体系



## 第4章 環境の保全と創造に関する取組

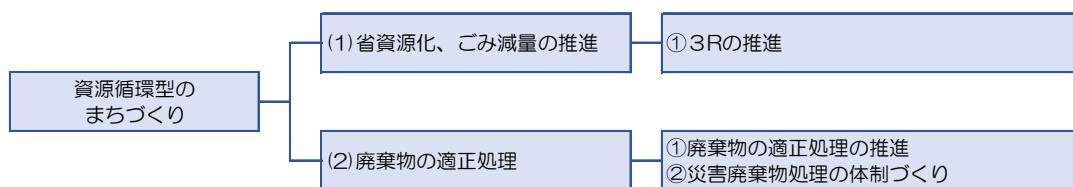
### 1. 環境の保全と創造に関する施策

#### 1 廃棄物分野

##### 基本方針 資源循環型のまちづくり



●基本方針を達成するために、次の取組を展開します。



#### 市の取組

##### (1) 省資源化、ごみ減量の推進

市民1人1日当たりの生活系ごみの排出量が2011（H23）年度から13年連続県下で一番少ないまち（令和5年度実績）となっています。今後も地域環境推進協議会や地域と連携しながら3Rの取組を推進し、資源循環型のまちづくりを推進します。



## 取組内容

### 〔① 3Rの推進〕

### 重点取組

#### 〔リデュース（減量）の取組〕

- マイバッグやマイボトルの利用など、生活ごみを減らすライフスタイルの導入について啓発します。
- 市役所などの公共施設におけるペーパーレス化による紙資源の使用削減やクリアファイルなどのプラスチック製品の使用量、廃棄量の削減に努めます。
- 市主催の会議やイベントにおける配布物、各地区、各家庭への配布物の削減、電子媒体の使用などの情報発信方法の見直しを行い、廃棄物の少ない市政を目指します。
- フードドライブなどの実施促進を行い、食品ロスの削減に努めます。
- 市民団体と連携し、生ごみのない化による生ごみ削減を行います。

#### 〔リユース（再使用）の取組〕

- 市役所や関係施設において物品を購入する際はグリーン購入に努めるとともに、各課が購入できる物品数に制限を設ける「物品配当制度」を実施し、物品の購入数を減らし、今ある物品の有効利用を進めます。

#### 〔リサイクル（再資源化）の取組〕

- 奨励金交付による資源ごみ集団回収の実施促進を行うとともに、地区等への資源ごみ回収ボックスの設置促進を行い、市民の自主的な資源物回収、再利用の取組の後押しをします。
- 各地域に廃食油や小型家電の回収窓口を設け、リサイクルを促進します。
- 通常の資源ごみ回収に加え、各地域において資源物拠点回収を実施し、資源物の回収機会を拡充します。
- 公共工事におけるリサイクル資材の使用を推進します。

## (2) 廃棄物の適正処理

日常的な廃棄物の適正排出、適正処理を推進するとともに、災害時に発生する災害廃棄物の処理体制の強化を行います。

### 取組内容

#### 〔①廃棄物の適正処理の推進〕

- 転入時のごみカレンダーの配布やホームページ、ケーブルテレビなどの様々な媒体を利用し、ごみの適正排出に関する情報がすべての市民に行きわたるよう配慮します。
- ごみ分別に関する資料の簡素化や多言語対応など、だれにでもわかりやすい資料作りに努めます。
- ごみステーション管理などのごみに関する諸問題について、地域環境推進協議会や地区と協働で解決します。
- ごみステーションへの不適正排出物には改善シールを貼るなどして、適正排出への理解を促進します。
- ごみ出しが困難な高齢者や障害者などが地域の共助や福祉サービスの利用も含め、不安なく適正にごみ出しだけできるよう支援体制を整えます。
- ごみの分別に関する出前講座を実施し、様々な世代に向けてごみ適正処理の意識向上を図ります。
- 産業廃棄物と事業系一般廃棄物の分別についての理解促進や事業系一般廃棄物の減量についての普及啓発を行います。

#### 〔②災害廃棄物処理の体制づくり〕

- 災害廃棄物処理計画の見直しを行い、災害廃棄物を迅速に処理できる体制を強化します。

## 市民・事業者に推奨する取組

### 市民

- リデュース（減量）、リユース（再使用）、リサイクル（再資源化）の3Rに取り組みます。
- 使い捨てをやめ、マイバッグやマイボトルなどを積極的に利用し、廃棄物の削減に努めます。
- フードドライブなどに取り組み、食品ロスの削減に努めます。
- フリーマーケットやリサイクルショップなどを利用し、リユース（再使用）に努めます。
- 購入の必要性を熟考し、環境負荷の小さい商品を購入する「グリーン購入」に努めます。
- 資源ごみ集団回収や資源物拠点回収などを利用し、廃棄物の再資源化に協力します。
- 災害時においては災害廃棄物の適正分別に努めます。

### 事業者

- 事業所、小売店でのフードドライブ実施など、食品ロス削減のための取組を実施します。
- 事業系一般廃棄物と産業廃棄物の分別を適切に行います。
- 事業系一般廃棄物の適正分別、減量に努めます。
- 有害廃棄物（アスベスト廃棄物、PCB廃棄物、水銀廃棄物）の適正処理を徹底します。

## 実現に向けた数値目標

指標名	指標の考え方	基準値	目標値
市民1人1日当たりのごみ排出量	生活系ごみ、事業系ごみを合わせたごみ排出量（資源化量も含む）	725g (令和5年度)	712g
市民1人1日当たりの資源化量	資源として排出された1人1日当たりの資源物の量（拠点回収、店頭回収、集団回収を含む）	88g (令和5年度)	88g
リサイクル率	ごみの排出量に占める資源化量の割合	12.2% (令和5年度)	12.4%



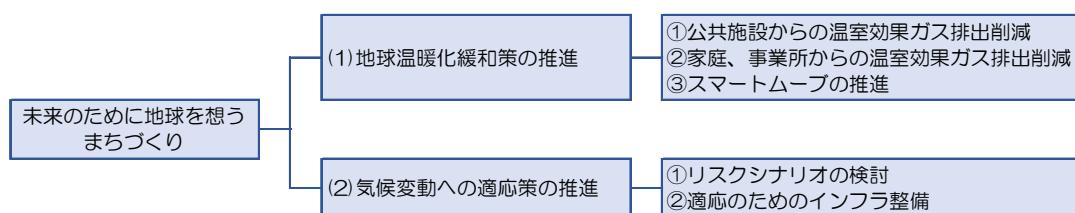
フードドライブで寄付いただいた食料品

## 2 地球環境分野

### 基本方針 未来のために 地球を想うまちづくり



●基本方針を達成するために、次の取組を展開します。



### 市の取組

#### (1) 地球温暖化緩和策の推進

本市の二酸化炭素排出量は 2009 (H21) 年の 92.3 万 t-CO<sub>2</sub> から 2017 (H29) 年 97.0 万 t-CO<sub>2</sub>、2019 (R1) 年 79.0 万 t-CO<sub>2</sub>、2022 (R4) 年 72.2 万 t-CO<sub>2</sub> と推移しています。二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスは、自動車の利用や発電による化石燃料の使用など日常生活に起因するものが多くあります。本市では、市の事務事業に伴う温室効果ガスの排出抑制を推進するとともに、市民、事業者の温室効果ガス排出抑制の取組を支援します。

#### 取組内容

##### 〔①公共施設からの温室効果ガス排出削減〕

##### 重点取組

- BEMS を活用して市役所庁舎の電力使用状況の見える化を行い、全職員に結果と省エネ対策の周知を行うなど、庁舎の電力使用の効率化を図ります。
- 公共施設の統廃合、適正配置による省エネ化を推進します。
- 新たな公共施設を建設する場合は、省エネ、創エネ、蓄エネ設備を配備した施設となるよう配慮します。
- 市役所クール・アース・デーの実施や施設の節電など、加東市役所地球温暖化対策実行計画の実施を徹底します。
- 脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動「デコ活」に賛同し、ナチュラルルビズ（※）など行動変容・ライフスタイル転換への取組を推進します。
- 公共施設の照明や道路照明などの LED 化を推進します。

（※）年間を通じて、環境にやさしく、かつ働きやすい服装で勤務する取組

## 〔②家庭、事業所からの温室効果ガス排出削減〕

- 家庭への省エネ、創エネ、蓄エネ設備の導入費用補助や導入に向けた普及啓発を行います。
- 太陽光パネルなどの再生可能エネルギーの家庭や事業所への導入に向けた普及啓発を行います。
- 家庭や事業所からの温室効果ガス排出抑制方法やテコ活アクション（行動変容・ライフスタイル転換行動）の取組について普及啓発を行います。
- 公益財団法人ひょうご環境創造協会と連携し、「うちエコ診断」の受診促進を図ります。
- 市民団体や地球温暖化防止活動推進員と連携し、家庭や事業所における温室効果ガス排出抑制の取組を周知、推進します。



かとう COOL CHOICE ウィーク

## 〔③スマートムーブの推進〕

- 公用車への低燃費車、電気自動車など、環境性能の良いエコカーの導入を推進します。
- 家庭でのエコカー導入のための費用補助について検討するとともに、家庭や事業所へのエコカー導入に向けた普及啓発を行います。
- 業務における公共交通機関の利用促進に取り組みます。
- 市の会議やイベントの際は、公共交通機関の利用やシャトルバスの運行、車の乗り合わせなど、環境にやさしい参集方法を実施、推奨します。
- 観光分野において徒歩やシェアサイクルを含む自転車の利用などを推進し、環境にやさしい観光整備を行います。
- 市道の歩道や自転車歩行者道の整備を推進し、徒歩や自転車で生活しやすい地域づくりを推進します。
- 市道の危険箇所の安全対策や、自転車利用が多い箇所の道路整備を推進します。
- 市民団体等と連携し、エコドライブについての普及啓発を行います。



乗合タクシー

## （2）気候変動への適応策の推進

気候変動に関する政府間パネル（IPCC）の2023年3月に公表された第6次報告書では、人間活動が主に温室効果ガスの排出を通して地球温暖化を引き起こしてきたことに疑う余地がないことや、継続的な温室効果ガスの排出は更なる地球温暖化をもたらし、短期のうちに、1.5°Cに達するとの厳しい見通しが示されました。

本市では、リスクシナリオの検討、インフラ整備による気候変動適応策を推進し、災害や健康被害の回避、軽減を図ります。

### 取組内容

#### 〔①リスクシナリオの検討〕

- 気候変動によって激甚化、頻発化する集中豪雨などによる災害や多発する熱中症などの健康被害について、最新の情報収集を行い、加東市周辺で起こり得る被害について予測します。
- 気候変動による市内の被害予測や被害への対策、対応について、ホームページやケーブルテレビ、防災行政無線、かとう安全安心ネットなど、様々なメディアを通じて市民や市内事業者への情報提供を行います。
- 市内の災害時危険箇所の把握に努めます。

#### 〔②適応のためのインフラ整備〕

- 集中豪雨などの災害に対応するための河川や水路などの整備を推進します。
- 指定避難所に発電機を設置し、災害などによる停電に備えます。
- 公共施設への太陽光発電設備、蓄電池の導入、公用車にハイブリッド車、電気自動車を導入し、有事に蓄電池として利用するなど、災害時における電力確保を図ります。
- 家庭への太陽光発電設備や蓄電池設置のための費用補助や普及啓発を行い、災害に強い地域づくりを推進します。
- 家庭へのハイブリッド車や電気自動車などの導入や次世代自動車の非常時の電力源としての使用方法について普及啓発し、家庭、事業者への普及促進を行います。
- 学校や認定こども園、体育館など、市内の教育施設や体育施設へのエアコン導入を推進し、適正利用を行うことで熱中症被害の防止を図ります。
- クーリングシェルターの設置を推進します。
- 防災行政無線の設置促進やかとう安全安心ネットへの登録促進を図るとともに、各メディアの多言語対応など、有事に市民、事業者が市の発信する緊急情報にアクセスできるように対応します。

## 市民・事業者に推奨する取組

### 市民

- 家庭への省エネ家電や太陽光パネルなどの再生可能エネルギー、蓄電池などの導入を検討します。
- 節電や気候に合わせた服装の工夫など、エコアクションに取り組みます。
- 「うちエコ診断」を受診し、家庭でのエネルギー使用状況を把握します。
- 低燃費車、電気自動車など、環境性能の良いエコカーへの買い替えを検討します。
- 近距離へのお出かけは、徒歩や自転車での移動に努めます。
- 同じ目的地に行く場合は近所で誘い合って車を乗り合わせて移動します。
- 旅行や出張など遠くへのお出かけは公共交通機関の利用に努めます。
- 自動車を運転する際はエコドライブを心掛けます。
- 非常用持ち出し袋の準備やハザードマップの確認など、災害時の行動について家庭内で確認します。
- 防災行政無線の設置やかとう安全安心ネットへの登録を行い、災害時の情報経路の確保を行います。
- 地域の自主防災組織において防災訓練を行います。
- 市や地域で行われる防災訓練に参加します。
- 気温の高い日は我慢せずエアコンを適正に利用し、屋外での行動を控えるなど、熱中症対策を行います。

### 事業者

- 社用車の運転の際のエコドライブを心掛けます。
- 出張などの際は公共交通機関の利用を推奨します。
- 社用車の買い替えの際には、環境性能の良いエコカーへの買い替えを検討します。
- 省エネ機器や再生可能エネルギーの導入などを行い、事業活動に伴う温室効果ガスの排出抑制に努めます。
- ISO14001 やエコアクション 21 などの環境マネジメントシステムの導入を検討します。
- 気候変動によって起こり得る災害や健康被害についてのリスクシナリオや対策を検討します。
- 自衛防災組織を整備し、事業所単位で防災訓練を実施するなど、災害に備えます。

## 実現に向けた数値目標

指標名	指標の考え方	基準値	目標値
公共施設からの温室効果ガス排出量	市役所を含む市公共施設からの温室効果ガス年間総排出量	4,831 t -CO <sub>2</sub> (令和3年度)	3,382 t -CO <sub>2</sub> (△30%)
市役所エコカー導入台数	ハイブリッド車、電気自動車などの公用車としての累計導入台数	82台 (令和6年度)	100台
市内家庭への太陽光発電設備設置率	集合住宅、空家を除く市内住宅への太陽光発電設備累計導入率	17.34% (令和6年度)	年平均1%以上向上
うちエコ診断受診者数	うちエコ診断を受診した市民の年間人數	107人 (令和6年度)	100人
気候変動適応策情報発信数	集中豪雨への注意喚起や熱中症予防などに関して、イベントや広報物などで情報発信した件数	19件 (令和6年度)	15件



庁舎に設置された太陽光パネル



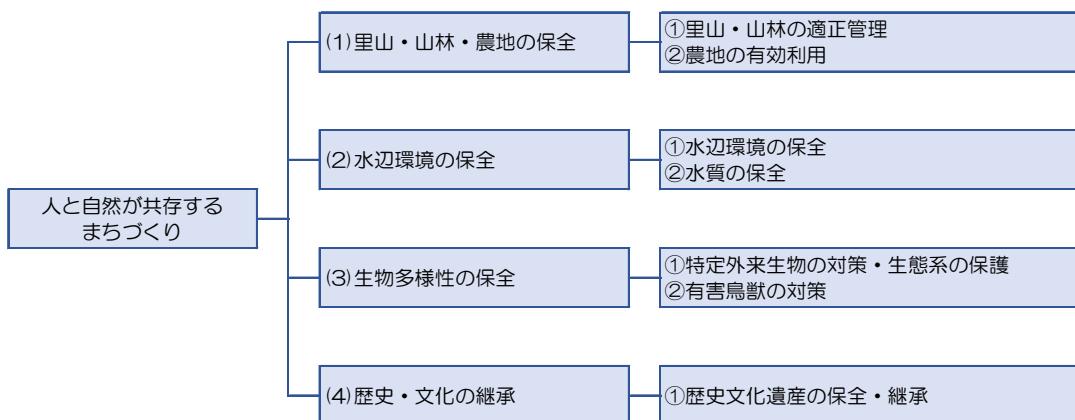
市が導入しているハイブリッド車

### 3 自然環境分野

基本方針 人と自然が  
共存するまちづくり



●基本方針を達成するために、次の取組を展開します。



#### 市の取組

##### (1) 里山・山林・農地の保全

本市には里山や山林など、たくさんの自然があります。農地では山田錦やもち麦などの特産物が栽培され、美しい田園風景が見られます。本市では、里山・山林の適正管理を行うとともに農業の振興を図り、豊かな里山・山林・農地を次代に引き継ぎます。

###### 取組内容

###### 〔①里山・山林の適正管理〕

- 加東市森林整備計画に基づき、計画的な森林整備、保全を行います。
- 森林管理巡視員を配置し、里山・山林の管理状態の把握を行います。
- 事業者などが里山・山林の開発を行う際は、森林法や「加東市良好な環境の保全に関する条例」に基づく指導を行い、里山・山林環境との調和を図ります。
- 森林環境譲与税を活用し、間伐などの保全活動による森林環境の整備を支援します。
- 水源かん養、土砂崩れなどの災害防止、地球温暖化緩和などの里山・山林が持つ多面的機能についての周知を行い、市民や事業者の里山・山林に対する意識啓発を行います。
- 里山・山林での自然観察や間伐体験、木育など、地域や市民が里山・山林に親しめる環境関連イベントが実施できるよう、里山・山林の保全を図ります。

### 〔②農地の有効利用〕

- 定期的な農地パトロールにより、耕作がなされていない農地の実態把握、改善指導を行い、遊休農地の解消と発生防止に努めます。
- 特産農産物のブランド化や商品化、地産地消や対外的な広報活動などによる農産物の消費拡大を推進し、市内農業の振興に取り組みます。
- 小学校や認定こども園などにおいて芋掘り体験や田植え体験などの農業体験や、地元産農産物を使用した食育を行い、子どもたちの農業理解を深めます。
- 農業後継者や新規就農者への支援を行い、農業者不足の解消を目指します。
- 「地域計画」の策定を推進し、地域における農地の有効利用を推進します。
- 地球温暖化対策や生物多様性保全に効果が高く、化学肥料の使用を低減した「環境保全型農業」を推進します。



加東市の特産品  
山田錦

## （2）水辺環境の保全

本市には、加古川、東条川、千鳥川などの河川や、東条湖を代表とする湖沼がみられ、豊かな水辺環境が形成されています。

これらの豊かな水辺環境をまちの資産として保全し、人と自然が共生する水辺環境づくりを推進します。

### 取組内容

#### 〔①水辺環境の保全〕

- 水生生物の生態系保全や周辺環境に配慮した計画的なため池、河川、水路整備を行います。
- 「多面的機能支払交付金」を交付し、ため池、水路などの水質保全、施設の長寿命化、生物多様性の保全など、地域資源の適切な保全管理に関する市民の自主的な取組を支援します。
- 学校や認定こども園などの教育機関における環境学習や、市の環境関連イベントなどにおいて、水辺の生物観察など水辺の環境に親しめる取組を行い、市民の水辺環境保全意識の向上を図ります。
- 親水公園やビオトープなど市民が水辺環境にふれあえる場所の維持、管理を行います。

## 〔②水質の保全〕

- 市内河川、ため池などの公共水域や、埋立処分地、下水道処理施設周辺などの水質検査の実施、結果の公表を行います。
- 廃食油の適正処分、生活排水の再利用など、家庭における水資源の有効利用の仕方、水辺環境にやさしい生活について、市民への意識啓発を行います。



鬱童灘

## （3）生物多様性の保全

本市にはホタルの群れが見られたり、コウノトリが飛来するなど、美しく豊かな生態系が見られる一方で、セアカゴケグモなどの特定外来生物が目撃されたり、イノシシ、シカなどの有害鳥獣により農産物被害が発生するなど、野生生物による問題も見られます。また、近隣市において、特定外来生物ナガエツルノゲイトウが確認されています。

本市では、生物多様性の保全や有害鳥獣による被害防止に向けて、より一層の取組や意識醸成を推進します。

### 取組内容

#### 〔①特定外来生物の対策・生態系の保護〕

#### 重点取組

- 市内の特定外来生物の生息状況の把握に努め、生息地の生態系を著しく破壊していることが見受けられる場合は、国や県、地域との連携により駆除します。
- オオキンケイギクやナガエツルノゲイトウなどの特定外来生物に対する対応策や取り扱いについてホームページや広報など様々な媒体で周知するとともに、市内での目撃情報について収集し、市民、市内事業者などに注意喚起を行います。
- 国や県、近隣自治体との連携により新たな特定外来生物の進入、定着防止のための対策を検討します。
- 地域や市民団体などとの協働による生物観察による生態系の把握、在来生物の生息地の清掃などの環境保全活動による生態系の保護を行います。



特定外来生物に指定されているオオキンケイギク

### 〔②有害鳥獣の対策〕

- イノシシ・シカ対策用の防護柵設置のための資材提供などを行い、地域と協働で有害鳥獣対策に取り組みます。
- 有害鳥獣の発生を防ぐため、遊休農地の解消、発生防止や空地の適正管理について指導啓発を行います。
- 猟友会の活動補助を行うとともに後継者不足解消に取り組みます。

## （4）歴史・文化の継承

市内の歴史的建造物や伝統行事などの歴史文化遺産からは地域の歴史や自然と共生する生活様式など、様々なことについて学ぶことができます。

本市では、市民にとっての大切な財産として、市内の歴史文化遺産を次代に継承する取組を推進します。

### 取組内容

#### 〔①歴史文化遺産の保全・継承〕

- 地域などと連携し、各地域に点在する歴史文化遺産の把握を行い、適正な保存方法の検討、実施に取り組みます。
- 歴史文化遺産の保全、継承を行う人材の育成を行います。
- 歴史文化遺産に関する展示や学習イベントなどを実施し、市民が加東市の歴史文化遺産について学ぶ機会を提供します。
- 加古川流域滝野歴史民俗資料館や三草藩武家屋敷など、市の歴史や文化が学べる施設の保全管理を行うとともに、来館者の満足度向上に取り組みます。
- 市の歴史文化遺産について、ガイドマップや各種メディアを活用し、市内外への情報発信を行います。



朝光寺鬼追踊

## 市民・事業者に推奨する取組

### 市民

- 里山や山林、水辺で行われる環境関連イベントに積極的に参加します。
- 身の回りの里山や山林、水辺に関心を持ち、自然観察や環境保全活動に取り組みます。
- 廃食油の適正処分や生活排水の再利用など、水資源の有効活用を行い水辺環境にやさしい生活に取り組みます。
- 特定外来生物の種類や影響について学び、適正に取り扱います。
- 所有地の草刈りなど、適正管理を行います。
- 市内の文化遺産や資料館などを訪れ、歴史や文化について学びます。

### 事業者

- 事業活動においては山林や水辺環境に影響を及ぼさないよう配慮し、持続可能な開発、発展を行います。
- 地球温暖化対策や生物多様性の向上のため、「環境保全型農業」に取り組みます。
- 市や地域の自然環境保全活動への参加、植林などの社会貢献活動に取り組みます。

## 実現に向けた数値目標

指標名	指標の考え方	基準値	目標値
バッファゾーン（※1）整備延長	バッファゾーン整備の累計施工延長	21,780m (令和6年度)	31,000m
地域計画策定数	地域計画の累計策定件数	48 地区 (令和6年度)	79 地区
多面的機能支払交付金（※2）活用組織数	多面的機能支払交付金の年間活用組織数	76 組織 (令和6年度)	76 組織
有害鳥獣侵入防護柵（金網柵）施工延長	有害鳥獣侵入防護柵（金網柵）の累計施工延長	71,869m (令和6年度)	82,802m

（※1）森林と集落の間にある藪等を伐採することにより設ける緩衝帯。

（※2）農業が持つ洪水防止、景観形成、環境保全などの多面的な機能を維持・発揮するために行う地域の共同活動（水路や農道、ため池の管理）を支援する制度。

## 4 生活環境分野

基本方針 安全安心で  
快適なまちづくり



●基本方針を達成するために、次の取組を展開します。



### 市の取組

#### (1) 住みよい生活環境の保全

騒音、振動、悪臭などによる生活環境侵害や、大気汚染、水質汚濁の防止に取り組み、空家、空地の発生防止や適正な管理を推進することで、安全安心で住みよい生活環境を維持します。

##### 取組内容

###### 〔①騒音、振動、悪臭対策〕

###### 重点取組

- 騒音、振動、悪臭を伴う事業活動については、周囲の生活環境を侵害しないよう、法令に基づいた対策指導を県などと連携して行います。
- 市内主要道路における騒音調査を行うとともに、市道の更新にあたっては、騒音防止材の使用など、交通による振動、騒音の発生防止に努めます。
- 開発事業については、開発着手前に、開発事業者から自治会等地域住民への事業説明や協議などの実施を促し、生活環境を侵害しない健全な地域との共生を図ります。

### 〔②大気汚染、水質汚濁対策〕

- 大気汚染物質の排出を伴う事業活動については、法令に基づいた対策指導を県などと連携して行います。
- PM2.5 や光化学スモッグなどによる大気汚染が発生した場合は、市民、事業者への注意喚起を行います。
- 建造物解体時などのアスベスト飛散防止対策について県と連携して指導啓発を行います。
- 野外焼却の取り締まりについて警察と連携して行うとともに、農業によるやむを得ないものなど、野外焼却禁止の例外についても、周囲の生活環境を侵害しないよう、指導啓発を行います。
- 県などと連携し事業所などからの適正排水について啓発、指導を行います。
- 下水道未加入世帯への接続の促進、及び合併浄化槽未設置世帯への整備の促進を行います。

### 〔③空家、空地対策〕

- 「加東市空家等情報登録制度」（空家バンク）の実施促進により、市内の空家情報の提供、空家を利用した定住移住促進、地域活性化を推進します。
- 空家の改修工事のための費用補助を行い、空家の有効利用を促進します。
- 著しく景観を損なったり、周囲に危険を及ぼしたりする恐れのある「特定空家等」の発生防止、解消に向けて、所有者の特定、指導を行います。
- 空地の適正管理についての指導啓発を行います。

## (2) 美しいまちなみの形成

不法投棄対策の推進、クリーンキャンペーンの実施促進を図り、市内の緑化や都市公園の適正管理を行うことで、清潔で住みやすく、美しい生活環境を形成します。

### 取組内容

#### 〔①不法投棄対策の推進〕

- 不法投棄多発箇所への注意看板などの設置を地域環境推進協議会と連携して行います。
- 不法投棄多発箇所の定期的なパトロールを行います。
- 地域や警察などと連携して、不法投棄者の特定に努め、投棄者に指導を行います。
- 不法投棄防止のため、土地や家屋の適正管理や、地域の草刈りなどの指導啓発を行います。
- 不法投棄マップの配布を行い、地域環境推進協議会で不法投棄多発箇所の把握を推進し、早期発見に繋げます。
- ペットのふん便防止のための飼い主への指導啓発を行います。

#### 〔②クリーンキャンペーン実施促進〕

- クリーンキャンペーン実施による市民の自主的な地域美化を推奨し、クリーンキャンペーンで回収された廃棄物の処理を行います。

#### 〔③緑化の推進、都市公園の維持管理〕

- 花苗や必要物資の提供、活動費用補助を通して、地域の緑化活動のサポートを行います。
- 都市計画法や工場立地法などの法令に沿った緑化について指導を行います。
- 県などの緑化補助制度の情報収集、広報を行います。
- グリーンカーテンなどの緑化の取組を市民団体などと協働して行います。
- 公園の施設の修繕、長寿命化など、適切な維持管理を行います。

## 市民・事業者に推奨する取組

### 市民

- 日常生活において騒音、振動、悪臭を発生させないよう、生活マナーを守ります。
- 違法な野外焼却は行いません。
- 空家、空地等を所有する場合は、適切な維持管理を行います。
- ポイ捨てをせず、ごみの適正排出を行います。
- ペットのふんは持ち帰って処理します。
- クリーンキャンペーンなどの美化活動を行い、地域の環境美化に努めます。
- 自宅へのグリーンカーテンの設置や、庭先を花や緑で飾るなど、美しい景観づくりに努めます。
- 地域の緑化活動に積極的に参加します。

### 事業者

- 事業活動による騒音、振動、悪臭防止や大気汚染、水質汚濁の対策にあたっては法令を順守するとともに、法令に抵触しない範囲であっても、周囲の生活環境を侵すことのないように最大限に努力します。
- 低公害機器の導入を推進します。
- 事業所の敷地内の緑化を進めます。
- 地域の環境美化活動や緑化活動に積極的に参加します。
- 生活環境を侵害しない健全な地域との共生に努めます。



ゴーヤカーテン



クリーンキャンペーンの様子

## 実現に向けた数値目標

指標名	指標の考え方	基準値	目標値
騒音、振動、悪臭に関する苦情件数	騒音、振動、悪臭に関する年間苦情件数	42 件 (令和 6 年度)	24 件
管理不全な空家等の解消件数	危険性の高い空家の解体等による年間解消件数	8 件 (令和 6 年度)	10 件
不法投棄防止地区指定数	不法投棄防止地区の指定地区数	92 地区 (令和 6 年度)	96 地区
クリーンキャンペーン実施回数	クリーンキャンペーンの年間実施回数	275 回 (令和 6 年度)	300 回
緑化活動取組件数	緑化活動に取り組む自治会等数	79 件 (令和 6 年度)	79 件



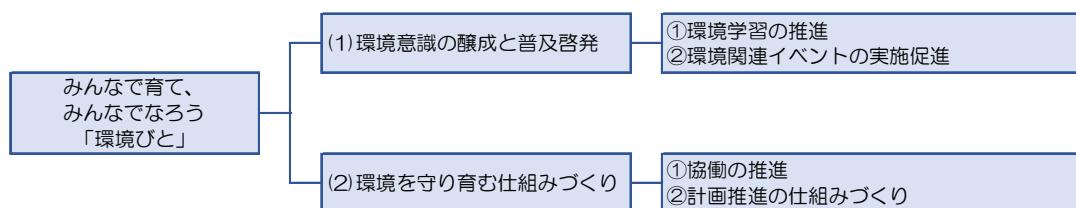
加東市花いっぱい運動

## 5 協働の推進・環境学習分野

基本方針 みんなで育て、  
みんなでなろう「環境ひと」



●基本方針を達成するために、次の取組を展開します。



### 市の取組

#### (1) 環境意識の醸成と普及啓発

様々な環境問題を解決するためには、市民一人ひとりの環境意識の醸成が必要です。環境学習の推進や環境学習イベントの実施促進を通して、加東市民の環境意識の向上を図ります。

##### 取組内容

###### 〔①環境学習の推進〕

- 初等教育における SDGs の観点を含めた環境学習や自然観察などの環境関連活動を充実させ、生涯にわたる環境意識の向上につなげます。
- 子どもたちの環境学習機会創出のため、かとう自然学校などの環境学習イベントを実施します。
- 環境やごみに関する出前講座を実施し、幅広い世代への環境学習の機会を提供します。
- 加東エコ隊などの市民団体や地球温暖化防止活動推進員など、様々な主体と連携、協働を図りながら環境学習を推進します。
- 広報紙やイベントでの配布チラシ、SNS やホームページ、ケーブルテレビなど、あらゆるメディアを利用して環境学習の推進を行います。
- 各地区で地域環境推進員が中心となりごみについての学習会を開催するなど、市民のごみ減量や資源再利用、環境問題に対する意識向上を図ります。

### 〔②環境関連イベントの実施促進〕

- 市主催の環境関連イベントの開催を推進します。
- 市民団体や地域、事業者などによる環境学習会や環境保全活動の実施をサポートします。
- 市民団体などと連携し、環境関連イベントを計画、実施します。
- 活動波及のため、市内で実施される環境関連イベントについて市内外に広く広報します。

## （2）環境を守り育む仕組みづくり

環境問題を解決し、良好な環境を維持するためには、市民、地域、事業者、学校、市など、様々な主体の参加、協働が不可欠です。本計画では、市民、事業者、市のパートナーシップを基本に、市内外の多種多様な主体の参画を目指し、加東市をはじめ、日本、世界の環境の維持、向上を図ります。

### 取組内容

#### 〔①協働の推進〕

#### 重点取組

- 地域における環境学習や環境関連活動の中心となる「地域環境推進員」を各地区に配置し、市と地域の連携を強化します。
- かとう環境パートナーシップ協定の締結事業者を増やし、様々な業種の事業者とともに環境施策を推進します。

#### 〔②計画推進の仕組みづくり〕

#### 重点取組

- 学識経験者、各種団体、市民、事業者などとの会議での意見交換等を通じて、様々な主体と協働で本計画を推進します。
- かとう環境パートナーシップ協定の締結事業者やその他の事業者、加東工コ隊などで構成される「かとう環境パートナーシップ俱楽部」を必要に応じて開催し、情報交換やイベント開催に向けた会議などを行います。
- 計画の推進状況をまとめ、ホームページなどで公開します。

## 市民・事業者に推奨する取組

### 市民

- 市や地域などが実施する環境関連イベントに積極的に参加します。
- 家庭内で環境問題などについて話し合い、家族で周辺の自然観察や環境保全活動に取り組みます。
- 地域などで行われるごみに関する学習会に積極的に参加します。

### 事業者

- 自社の環境に関する取組を広報し、市民や市に情報提供します。
- かとう環境パートナーシップ協定の締結やかとう環境パートナーシップ俱楽部への参加を検討します。
- 市が開催する環境関連イベント等に参加し、計画推進に協力します。

## 実現に向けた数値目標

指標名	指標の考え方	基準値	目標値
環境関連イベント実施回数	環境学習会や自然観察会などの環境関連イベントの年間開催回数	13回 (令和6年度)	10回
環境関連情報発信回数	環境関連イベントや取組などに関する年間情報発信回数	43回 (令和6年度)	45回
市内教育施設での環境出前講座実施回数	市内認定こども園や小中学校などの環境に関する出前講座の年間実施回数	7回 (令和6年度)	14回
ごみ学習会開催回数	ごみの減量やリサイクルに関する学習会の年間開催回数	74回 (令和6年度)	100回
三者のパートナーシップによる連絡会議等開催回数	市民団体及び事業者との環境関連施策に関する連絡会議等の年間開催回数	19回 (令和6年度)	18回



「環境を考える」かとう市民の集い



ごみ減量・リサイクル懇談会

### 「環境を考える」かとう市民の集い

地球に優しい取組や SDGs の取組を学ぶきっかけづくりとして、企業、市民団体、市の環境に関する取組の講演や小学生による環境に関する研究発表を行っています。

2024 (R6) 年度は、加東市滝野図書館で開催し、約220名の方にご来場いただきました。



市民の集いでごみ収集車の展示

### かとう環境パートナーシップ俱楽部

かとう環境パートナーシップ協定の締結事業者（事業者・団体）や加東工コ隊（市民）、加東市（行政）で「かとう環境パートナーシップ俱楽部」を組織しています。

かとう環境パートナーシップ俱楽部では、協働による環境についての取組や事業展開を行っていくにあたって、協議や意見交換を行っています。

「環境を考える」かとう市民の集いなど、環境施策の企画から運営に携わり、加東市に関係する人々の環境への意識・配慮等の向上のために活動しています。



活動の様子（工場見学）

## 第5章 推進と評価の仕組み

### 1. 計画推進の考え方

総合的な環境施策を推進し、持続可能な地域社会を築くため、市民・事業者・市のパートナーシップによる協働を基本的な考え方とします。

全てのパートナーシップによって相乗効果をもたらすような取組を進めます。

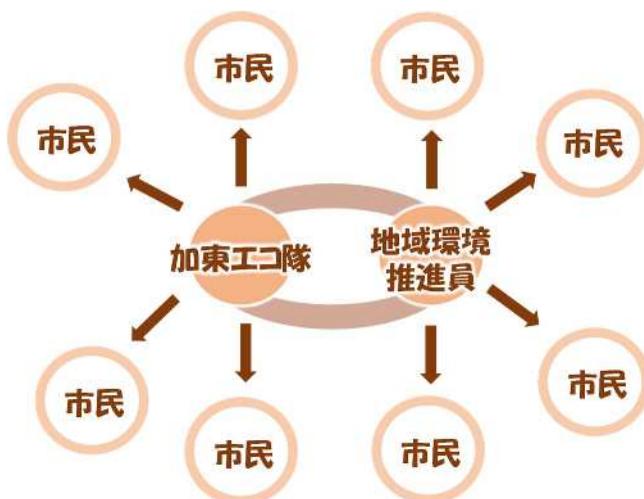
### 2. 計画の推進体制

環境課題が身近なものであり、早急に対策・対応が必要であることを、多くの市民に認識してもらうため、環境活動の「環」をつくり、その「環」を広げることによって取組を進めます。

#### 市民の「環」

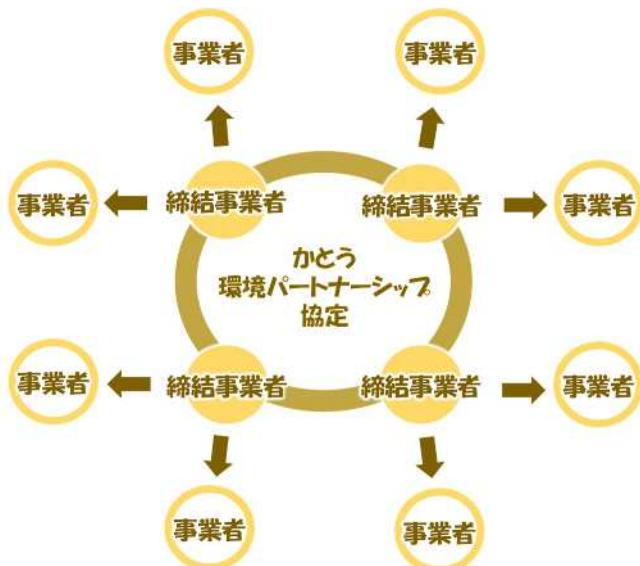
本市の地域力を活かし、環境分野においても地域との協働により環境活動の「環」を広げることを目的に、各地区に「地域環境推進員」を配置します。

加東工コ隊および地域環境推進員を通して全市民に環境活動の「環」が広がるよう取組を進めます。



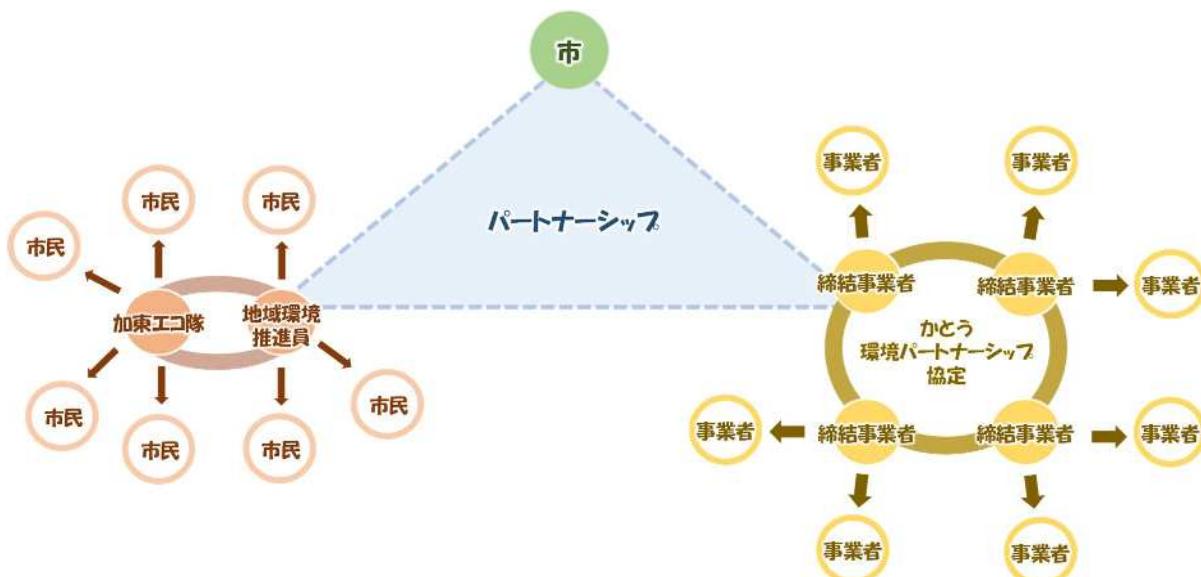
## 事業者の「環」

かとう環境パートナーシップ協定締結事業者が中心となり、事業者へ活動の呼びかけや情報提供等を通じて、活動の「環」を広げます。

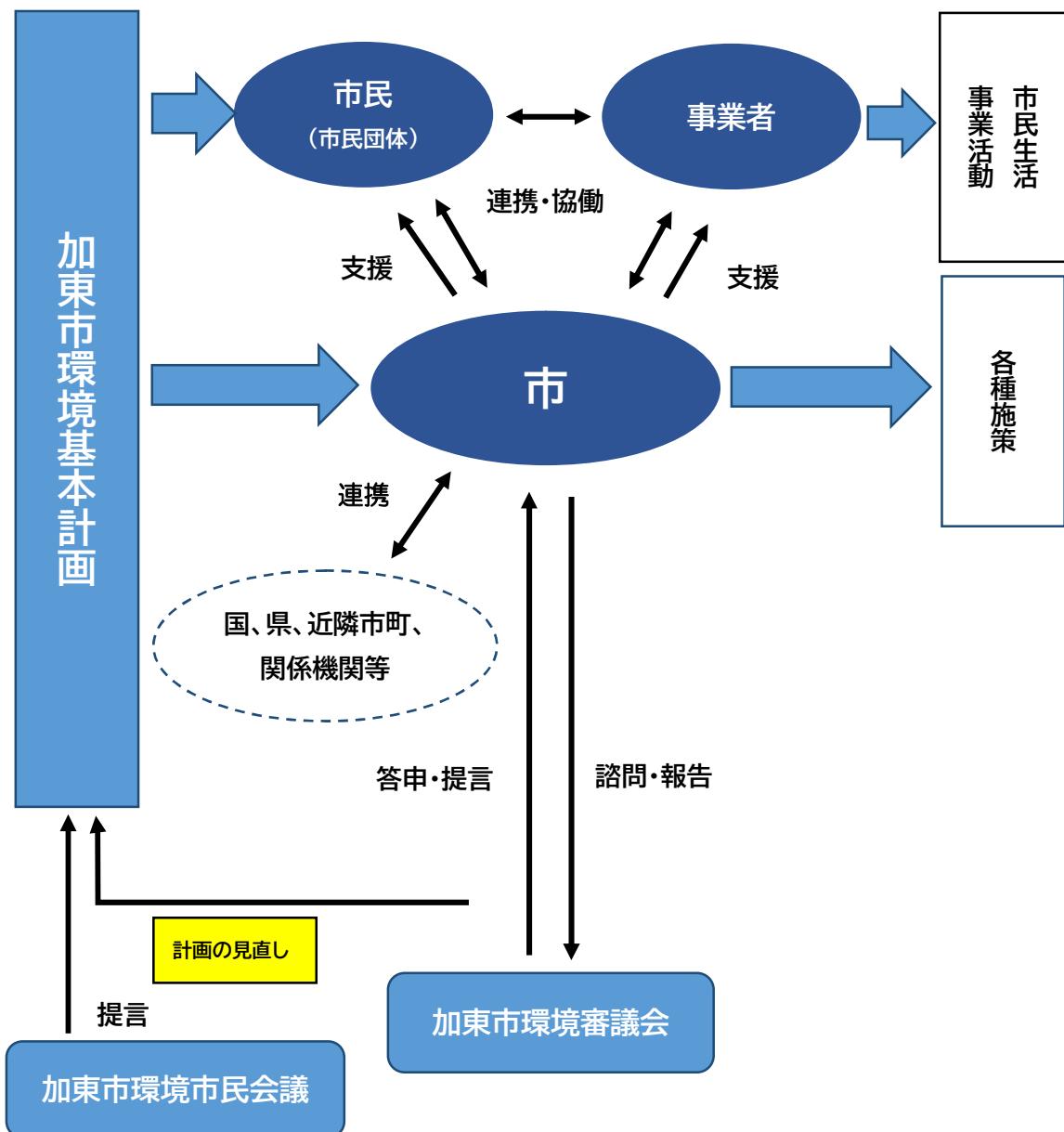


## 市民・事業者・市のパートナーシップ

各主体の中心を担う加東工コ隊および地域環境推進員、かとう環境パートナーシップ協定事業者、市が中心となり、それぞれのパートナーシップのもと計画を推進することを基本的な考え方とします。



## 計画の推進体制



### ＜環境審議会＞

市長の諮詢機関として環境施策に関する事項について調査、審議を実施します。

### ＜施策の進捗状況の公表＞

施策の進捗状況および、本市の環境の状況を毎年「環境基本計画年次報告書」にて取りまとめ、報告に示した情報を共有することで、市民・事業者・市の協働による取組の推進を目指し、それぞれが環境保全のための行動を起こすきっかけとなるようにします。

## 用語解説

### アルファベット表記

#### BEMS :

建築物のエネルギー管理システムのこと。エネルギー管理システムとは、センサーやIT技術を駆使して、電力使用量の見える化（可視化）を行うことで節電につなげたり、再生可能エネルギーや蓄電池等の機器の制御を行って効率的なエネルギーの管理・制御を行うためのシステムのこと。

#### COOL CHOICE:

2030年度の温室効果ガスの排出量を2013年度比で26%削減するという目標達成のために、日本の省エネ・低炭素型の製品・サービス・行動など、温暖化対策に資するあらゆる「賢い選択」を促す国民運動のこと。

#### Eco-DRR :

生態系を活用した防災・減災のこと。生態系と生態系サービスを維持することで、危険な自然現象に対する緩衝帯・緩衝材として用いるとともに、食糧や水の供給などの機能により、人間や地域社会の自然災害への対応を支える考え方。

#### ESG 投資 :

投資の中でも、環境（Environment）、社会（Social）、ガバナンス（Governance）の要素も考慮した投資のこと。

#### IPCC（気候変動に関する政府間パネル）：

1988年にWMO（世界気象機関）とUNEP（国連環境計画）のもとに設立された組織のこと。気候変動に関する科学的知見の評価、温暖化の環境的・社会経済的影响の評価、今後の対策のあり方の3つの課題について検討している。

#### Nbs :

NbS（Nature-based Solutions）とは、自然生態系の保全・再生・創出など自然の動きを活用して、社会課題の解決を図るアプローチの総称であり、防災分野では、洪水・高潮・土砂災害・干ばつなどの災害リスクを低減するために自然環境を活用する取り組み（Eco-DRR：Ecosystem-based Disaster Risk Reduction）を指す。具体的には、湿地や干潟・森林の保全による洪水緩和、海岸林・砂丘による津波・高潮被害軽減、都市緑地によるヒートアイランド緩和、河川・氾濫原の自然再生による減災などが含まれる。

#### PCB 廃棄物 :

ポリ塩化ビフェニルが廃棄物となったもの。PCB廃棄物は難分解性で人の健康及び生活環境に係る被害を生じる恐れがあることから、特別管理産業廃棄物に定められている。

#### PDCAサイクル :

Plan（計画）、Do（実施）、Check（点検）、Action（是正・見直し）を意味する、品質向上のためのシステム的な考え方。

管理計画を作成（Plan）し、その計画を組織的に実行（Do）し、その結果を内部で点検（Check）し、不都合な点を見直し（Action）したうえで、さらに元の計画に反映させていくことで、螺旋的に品質の維持・向上や環境の継続的改善を図ろうとするもの。

PM2.5 :

大気中に浮遊している直径が  $2.5 \mu\text{m}$  以下の超微粒子（ $1 \mu\text{m}$  は  $1\text{mm}$  の千分の一）。微小粒子状物質という呼び方をされることもある。大気汚染の原因物質の一つ。

SDGs :

国連の「持続可能な開発サミット」（2015 年9月）で採択された 17 のゴールと 169 のターゲットからなる開発目標のこと。それまでの開発目標には含まれていなかった平和や暴力等の課題、格差の拡大や環境問題等にも取り組む包括的なもの。各目標は密接に関連しており、経済、社会、環境の 3 つの側面のバランスのとれた、持続可能な開発を目指している。

TNFD :

TNFD（ティー・エヌ・エフ・ディー）とは、「Taskforce on Nature-related Financial Disclosures（自然関連財務情報開示タスクフォース）」の略称であり、企業や金融機関が自然資本・生物多様性に対する依存・影響・リスク・機会を適切に評価し、財務情報として開示するための国際的フレームワークを提供する組織である。2021 年に設立され、自然環境への負荷を財務的リスクとして可視化し、投資・金

融・企業経営を「ネイチャーポジティブ（自然にプラス）」へ転換することを目的とする。開示推奨は TCFD と整合した「ガバナンス」「戦略」「リスクおよび影響管理」「指標と目標」の 4 要素で構成され、企業の事業戦略や財務判断に自然関連課題の統合を促す国際的基準として位置づけられている。

あ行

ウェルビーイング :

身体的・精神的・社会的に良好な状態が続いていることを指す概念。単なる「病気でない」、「問題がない」という状態を超えて、人生に満足しており、心身が穏やかで、社会とのつながりの中で充実している状態を含む広い概念である。

うちエコ診断 :

うちエコ診断員が専用のツールを用いて、各家庭に対して  $\text{CO}_2$  排出削減のコンサルティングを行うもので、各家庭の“どこから”、“どれだけ”  $\text{CO}_2$  が排出されているのか見える化し、削減余地の大きい分野を集中的に対策の提案をするもの。

エコドライブ :

省エネルギー、二酸化炭素や大気汚染物質の排出削減のための運転技術のこと。アイドリングストップ、経済速度の遵守、急発進や急加速、急ブレーキを控えること、適正なタイヤ空気圧の点検などがあげられる。

### オオキンケイギク（大金鶴菊）：

北米原産の外来植物で、黄色い花と細長い葉をもち、河川敷や道路沿いなどに定着して種子で広がり、在来植物の生育場所を奪うことで生態系に悪影響を及ぼす。

### 温室効果ガス：

太陽からの熱を地球に封じ込め、地表を暖める働きがあるガスのこと。

産業革命以降、温室効果ガスの大気中の濃度が人間活動により上昇し、「温室効果」が加速されている。1997年の第三回気候変動枠組条約締約国会議（COP3）で採択された京都議定書では、地球温暖化防止のため、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素のほか HFC 類、PFC 類、SF6 が削減対象の温室効果ガスと定められた。

### 温室効果ガスインベントリ：

1年間に温室効果ガスがどの排出源・吸収源からどの程度排出・吸収されたかを示す一覧表のこと。

## か行

### 環境基準：

環境基本法に基づいて、政府が定める環境保全行政上の目標のこと。人の健康の保護および生活環境の保全のうえで維持されることが望ましい基準として定められたもの。

### 間伐：

成長に伴って混みすぎた林の立木を一部抜き伐りすること。

### 気候変動適応：

温室効果ガスの排出量削減のための緩和策をしても気候変動の影響が避けられない場合に、その影響に対処し、被害を回避・軽減していくこと。

### 気候変動枠組条約：

正式名称は「気候変動に関する国際連合枠組条約」。大気中の温室効果ガスの濃度の安定化を究極的な目的とし、地球温暖化がもたらす様々な悪影響を防止するための国際的な枠組みを定めた条約のこと。

### 強靭性（レジリエンス）：

想定外の事態に対し、社会や組織が機能を速やかに回復する強靭さのこと。

### クーリングシェルター：

猛暑時に熱中症を防止するため、冷房設備を備え、外出中の人が一時的に避難・休憩できるよう開放される公共施設や民間施設。

### グリーンカーテン：

ツル性植物で建物の窓辺や壁面にカーテンをつくること。

屋外からの熱の遮断効果や葉の気孔からの水分蒸散により、日差しを和らげ、室温の上昇を抑制するほか、騒音の低減効果などがある。

### グリーン購入：

製品やサービスを購入する際に、必要性をよく考え、環境への負荷ができるだけ少ないものを選んで購入すること。グリーン購入は、消費生活など購入者自身の活動を環境にやさしいものにするだけ

でなく、供給側の企業に環境負荷の少ない製品の開発を促すことで、経済活動全体を変えていく可能性を持っている。

#### グリーンボンド：

調達資金の使途を環境改善効果のある事業に限定して発行される債券のこと。

#### 光化学スモッグ：

工場、自動車などから排出される窒素酸化物や炭化水素が一定レベル以上の汚染の下で紫外線による光化学反応で生じた光化学オキシダントや視程の低下を招く粒子状物質（エアロゾル）を生成する現象、あるいはこれらの物質からできたスモッグ状態のこと。

#### コンパクトシティ：

徒歩による移動性を重視し、様々な機能が比較的小さなエリアに高密に詰まっている都市形態のこと。

### さ行

#### サービスサイジング：

単なるモノの提供ではなく、製品の機能を提供すること。顧客に付加価値をもたらしながら、製品製造における資源投入量の低減や使用料の適正化によって、環境負荷を低減することを狙いとしている。

#### 再エネ水素：

再生可能エネルギー由来の水素のこと。水素は利用時に CO<sub>2</sub> を排出しない温暖化対策上重要なエネルギーであり、製造段階においても再生可能エネルギーなどを活用することで、製造から利用までの全体でより低炭素なエネルギー源となる。

#### 再生可能エネルギー：

太陽光や風力、地熱といった地球資源の一部など自然界に常に存在するエネルギーのこと。「エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律（エネルギー供給構造高度化法）」では、太陽光、風力、水力、地熱、太陽熱、大気中の熱その他の自然界に存する熱、バイオマスの 7 種類が規定されている。

#### シェアリングエコノミー：

個人等が保有する活用可能な資産等を、インターネット上のマッチングプラットフォームを介して他の個人等も利用可能とすること。

#### 自衛防災組織：

石油コンビナート等の災害防止法の適用を受ける特定事業所において設置を義務付けられている、災害の発生または拡大を防止する業務を行うための組織のこと。

#### 自主防災組織：

地域住民の連帯意識に基づき自主防災を行う組織のこと。平常時では防災訓練の実施や防災知識の普及啓発などを行い、災害時には初期消火、避難誘導、救出・救護などを行う。

#### 循環型社会：

大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会経済のあり方に代わる、資源・エネルギーの循環的な利用がなされる社会をイメージした言葉。「循環型社会形成推進基本法」では、天然資源の消費量を減らし

て、環境負荷をできるだけ少なくした社会と定義される。

#### 食品ロス：

本来食べられるにもかかわらず、廃棄されている食品のこと。食品ロスが生じる主な原因として、家庭系では、調理時に皮を厚くむきすぎるなどの過剰除去、食べ残し、消費期限や賞味期限切れ等による直接廃棄である。事業系では、宿泊施設や結婚披露宴・宴会などにおける食べ残し、食品メーカーや小売店における規格外品の撤去や返品、在庫過剰や期限切れの売れ残り等である。加えて、鮮度を重視する消費者に対応する商習慣も、食品ロスを増加させる大きな原因になっていると言われている。

#### 森林環境譲与税：

喫緊の課題である森林整備に対応するため、市町村や都道府県に対して譲与される国税のこと。

#### 水源かん養：

森林の土壤が降水を貯留すること。河川へ流れ込む水の量を平準化して洪水を緩和するとともに川の流量を安定させる機能を持ち、雨水が森林土壤を通過することで水質も浄化される。

#### 水素サプライチェーン：

水素の製造から利用までの一連の流れのこと。水素による温室効果ガス削減効果を一層高めるため、水素サプライチェーン全体における温室効果ガスの削減効果を関係事業者や自治体等が自ら評価・改善することが必要であるとされている。

#### スマートムーブ：

エコで賢い移動方法を選択するライフスタイルのこと。公共交通機関や自転車、徒歩での移動や、エコドライブの実施、エコカーへの乗換などの取組がある。

#### 3R（スリーアール）：

「ごみを出さない」、「一度使って不要になった製品や部品を再び使う」、「出たごみはリサイクルする」という廃棄物処理やリサイクルの優先順位のこと。「リデュース（Reduce＝ごみの発生抑制）」「リユース（Reuse＝再使用）」「リサイクル（Recycle＝再資源化）」の頭文字を取ってこう呼ばれる。

#### 生物多様性：

もとは一つの細胞から出発したといわれる生物が進化し、今日では様々な姿・形、生活様式をみせている。このような生物の間にみられる変異性を総合的に指す概念であり、現在の生物がみせる空間的な広がりや変化のみならず、生命の進化・絶滅という時間軸上のダイナミックな変化を包含する幅広い概念。

#### 税制全体のグリーン化：

税制のグリーン化とは、環境に負荷を与える製品や行為の税金を重くし、環境浄化につながる製品や行為の税を軽くする措置のことであり、税制全体でのグリーン化の推進を図ること。

#### セルロースナノファイバー：

木材などから得られる植物纖維のセルロースを数 nm (nは10億分の1) にまで微細化して生産されたバイオマス素材のこと。

## た行

### 脱炭素化：

温室効果ガスの排出自体をゼロにするだけでなく、排出された CO<sub>2</sub>を回収するなどして、差し引きで実質ゼロを達成しようという考え方。

### 地球温暖化：

人間活動の拡大により CO<sub>2</sub>をはじめとする温室効果ガスの濃度が増加し、地表面の温度が上昇すること。

### 地産地消：

「地域生産・地域消費」の略語で、地域で生産された農林水産物等をその地域で消費すること。

### 適応プラットフォーム（気候変動適応情報プラットフォーム）：

気候変動の影響への適応計画に基づき、関係府省庁と連携し、利用者ニーズに応じた情報の提供、適応の行動を支援するツールの開発・提供、優良事例の収集・整理・提供などを行うことにより、地方公共団体や事業者、国民など各主体の活動基盤となるもの。

### デコ活：

「デコ活」とは、「脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動」の愛称であり、英語の “Decarbonization”（脱炭素）の「De」と “Eco”（エコ）の「コ」に「活動・生活」を意味する「活」を組み合わせた造語である。

国民、自治体、企業、団体、個人などが主体となり、日常生活や地域活動を通じて省エネや再生可能エネルギーの利用、リユース・リサイクル、地産地消、食品

ロス削減、移動手段の見直しなど、脱炭素に資する具体的な行動を実践するものである。

### デザイン・フォー・サーキュラリティ：

デザイン・フォー・サーキュラリティとは、循環経済（サーキュラーエコノミー）の実現を目的として、製品やサービスの設計段階から素材選択・構造・製造方法・使用形態・回収・再資源化・再製造（リマニュファクチャリング）までのライフサイクル全体を通じて、資源循環を最大化し、廃棄物や環境負荷を最小化することを意図した設計思想・設計プロセスの総称である。具体的には、耐久性向上、修理・再利用のしやすさ、部品の交換性や分解性、リサイクル材料の利用、素材の単一化、製品のモジュール化・長寿命化、サービス化（製品提供からサービス提供への転換）、および回収スキームとの一体設計などを含む。

### Dengue熱：

蚊に刺されることで感染する疾患。発熱、頭痛、筋肉痛や発疹などが主な症状であり、早期に適切な治療を行わなければ死に至ることがある。熱帯や亜熱帯の全域で流行している。

### 特定外来生物：

外来生物（移入種）のうち、特に人の健康、生態系等への被害が認められるものとして、外来生物法によって規定された生物。

特定外来生物は、ペットも含めて飼育、栽培、保管又は運搬、譲渡、輸入、野外への放出などが禁止される。

## な行

### ナガエツルノゲイトウ（長柄蔓野鷄頭）：

南米原産の外来水生植物で、河川や用水路などで茎の切れ端からも増えながら広がり、水面を覆って在来植物の生育を妨げ、水生生物のすみかや水の流れに悪影響を与える。

## は行

### バイオマス：

再生可能な生物由来の有機性エネルギーや資源のこと。

### ハザードマップ：

自然災害による被害の軽減や防災対策に使用する目的で、被害想定区域や避難場所・避難経路などの防災関係施設の位置などを表示した地図のこと。

### パリ協定：

気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）において採択された、気候変動に関する国際条約。継続的・段階的に国別目標を引き上げる仕組みとして、5年ごとの目標見直しを規定している。

### ビオトープ：

生物が互いにつながりを持ちながら生息している空間を示す言葉。特に、開発事業などによって環境の損なわれた土地や都市内の空地、校庭などに造成された生物の生息・生育環境空間を指して言う場合もある。

### フードドライブ：

家庭などで余っている食品を地域の福祉団体や、フードバンク等へ持ち寄り、

困窮世帯などの食品を必要とされている方に分配する取組。

### 福島イノベーションコースト構想：

東日本大震災及び原子力災害によって失われた浜通り地域等の産業を回復するため、当該地域の新たな産業基盤の構築を目指すもの。

## ま行

### マイクロプラ（マイクロプラスチック）：

海洋ごみの約70%を占めると言われているプラスチックごみのうち、大きさが5mm以下のサイズのもの。

### 木育：

木のよさやその利用の意義を学ぶ教育活動のこと。現在では様々な立場の人々や団体によりこの用語を用いた活動が幅広く行われている。

## や行

### 遊休農地：

現在耕作がされておらず、今後も耕作がされる見込みのない農地のこと。

## ら行

### リスクシナリオ：

リスクの発生やリスクが発生した際に想定される被害のこと。

### 倫理的消費：

エシカル消費ともいう。消費者それぞれが各自にとっての社会的課題の解決を考慮したり、そうした社会的課題に取り組む事業者を応援したりしながら消費活動を行うこと。

## 資料編

### 1. 加東市の現状

#### 1 加東市の位置・地勢・自然の概況

本市は、兵庫県中央部やや南により位置し、東は丹波篠山市、三田市、南は小野市、三木市、西は加西市、北は西脇市と接しており、総面積は 157.55 km<sup>2</sup>となっています。

地勢は、北部から北東部にかけて、中国山地から連なる御嶽山、源平古戦場三草山、五峰山などがあります。また加古川などの河川に沿って河岸段丘と沖積平野が形成されており、南部には嬉野台地、加古川右岸には青野ヶ原の丘陵地が広がっています。

加古川の支流である東条川、出水川、千鳥川、吉馬川、油谷川などが地域を潤しながら流れています。また、多数のため池が築造されており、農業用水として活用されるとともに、自然環境との接点として幾多の生物に生息の場を与えてています。北東部地域一帯は清水・東条湖・立杭県立自然公園に指定されており、野鳥の生息地でもあります。



図 加東市位置図

## 2 加東市の気候・降水量

気象庁の統計によると、西脇地点の 1980 (S55) 年から 2020 (R2) 年の 40 年間の平均降水量は、1,464 mm となっています。

日平均気温の 1980 (S55) 年から 2020 (R2) 年の 40 年間の平均値は 14.4°C、年最高気温の 1980 (S55) 年から 2020 (R2) 年の 40 年間の平均値は 35.9°C となっており、近年上昇傾向にあります。

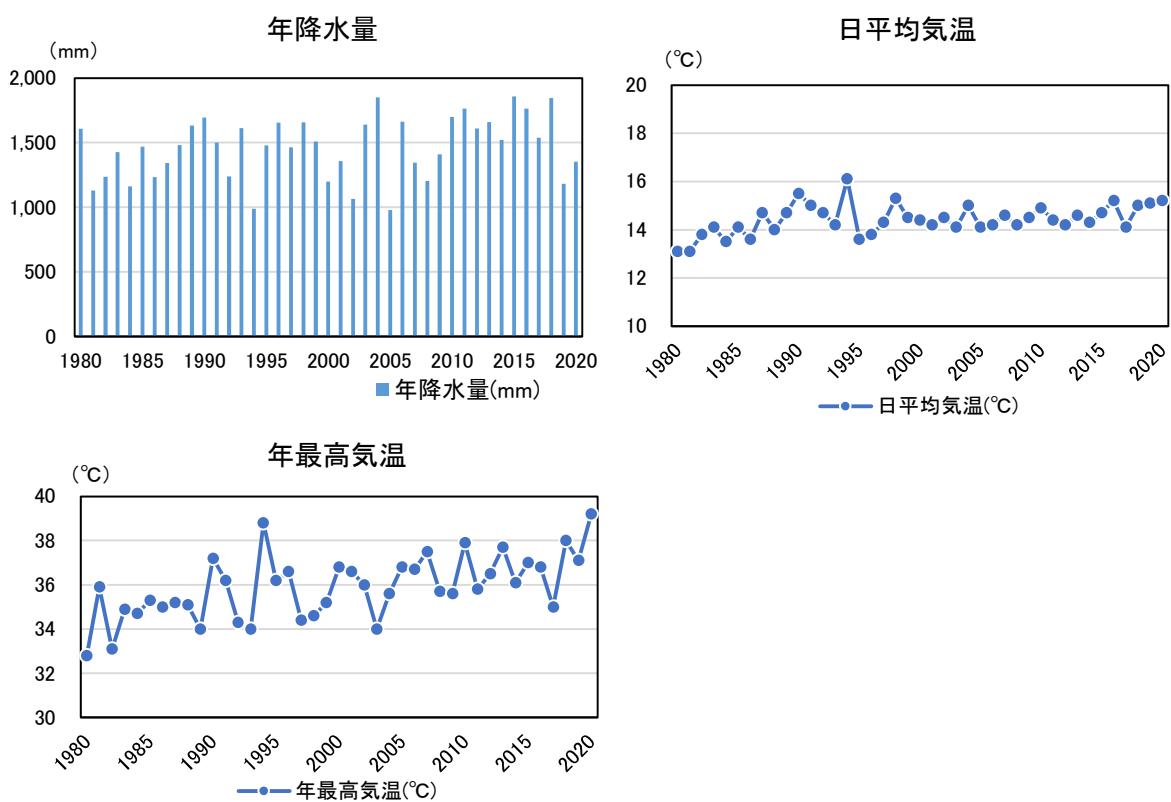


図 西脇地点の気象観測データ（気象庁）

### 3 加東市の人口、世帯数

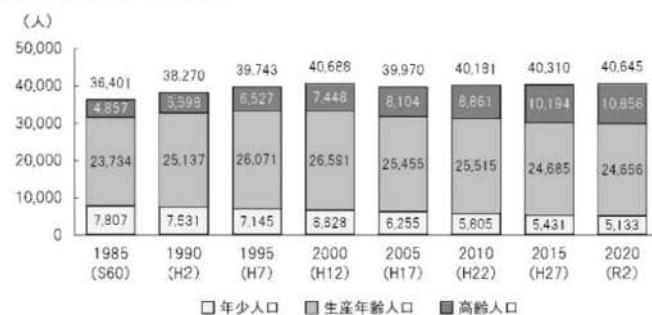
本市の人口は、2000（H12）年にピークを迎え、その後一時減少しましたが、2010（H22）年から再度増加傾向に転じました。2020（R2）年時点の総人口はピーク時とほぼ同規模の40,645人となっています。

また、総人口の増加率は1990（H2）年以降の1.00以上を維持しており、その増加率を周辺市町や兵庫県と比較すると、本市は2020（R2）年時点で一番高い値となっています。

年齢3区分別人口の内訳をみると、高齢人口（65歳以上）が増加している一方、年少人口（0歳から14歳まで）及び生産年齢人口（15歳から64歳まで）が減少傾向にあります。また、高齢化率（高齢人口が総人口に占める割合）も上昇傾向にあり、2020（R2）年時点で26.7%となっています。

また、2020（R2）年の年齢3区分別人口割合を周辺市町や兵庫県と比較すると、生産年齢人口の割合は最も高く、高齢化率は最も低くなっています。年少人口においても、兵庫県を上回り、周辺市町の中でも2番目に高くなっています。

#### ■総人口及び年齢3区分別人口の推移



資料：総務省「国勢調査」

※2005（H17）年までの年齢3区分別人口は年齢不詳分を按分していないため、総人口と一致しない場合があります。

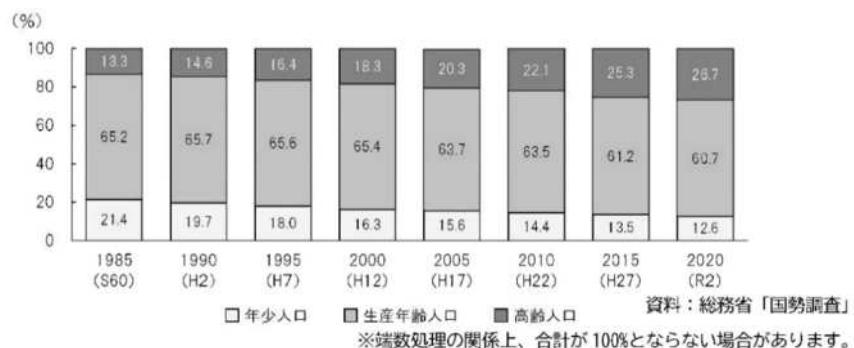
#### ■総人口増加率の推移比較（周辺市町・兵庫県との比較）



資料：総務省「国勢調査」

【参考資料】加東市人口ビジョン（令和4年度改訂版）

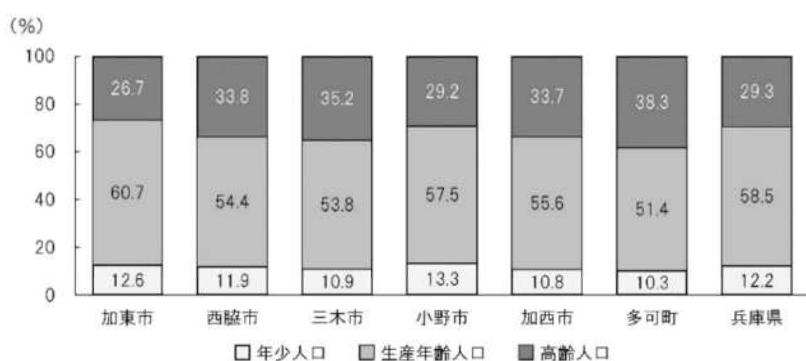
### ■年齢3区別人口割合の推移



資料：総務省「国勢調査」

※端数処理の関係上、合計が100%とならない場合があります。

### ■年齢3区別人口割合の比較（周辺市町・兵庫県との比較、2020（R2）年）



資料：総務省「国勢調査」

※端数処理の関係上、合計が100%とならない場合があります。

### 【参照資料】加東市人口ビジョン（令和4年度改訂版）

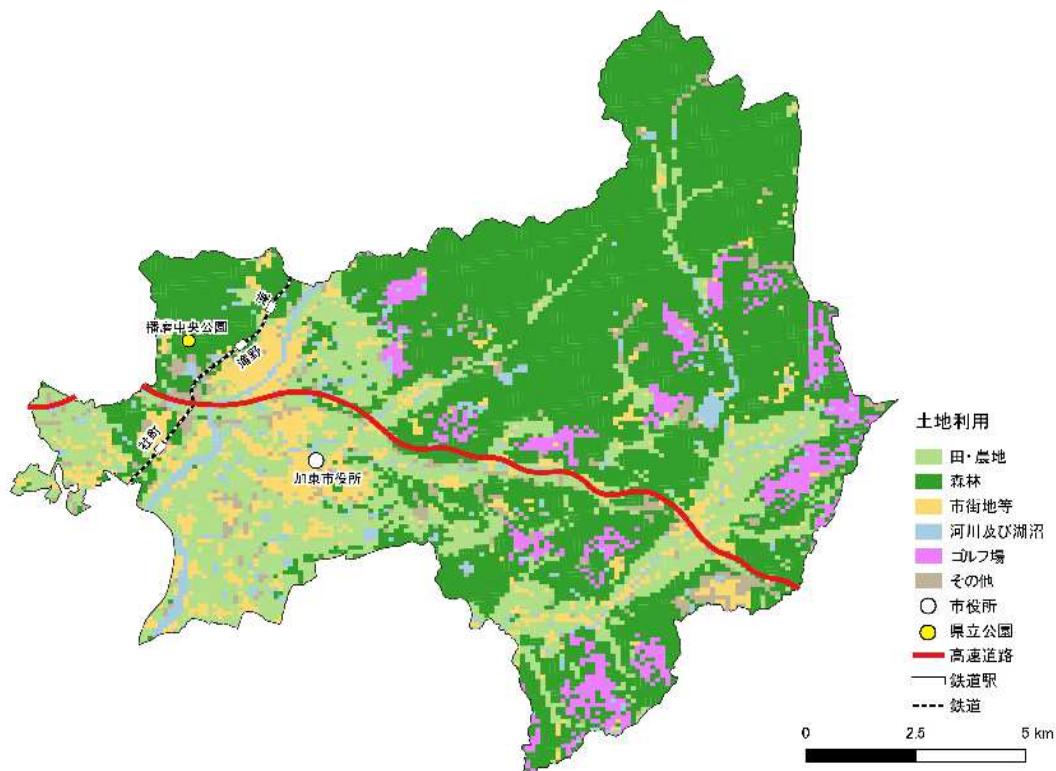
#### 4 加東市の土地利用・都市基盤の状況

本市の東部地域は森林が多く残され、ゴルフ場や河川及び湖沼なども多くみられます。西部地域は市街地等が多く存在しています。

本市の中央部には、東西方向に国土幹線である中国自動車道が位置し、ひょうご東条インターチェンジと滝野社インターチェンジにより阪神地域と直結しています。

また、市の南北には兵庫県の幹線道路である国道 175 号や国道 372 号があり、物流の拠点となっています。

市西部には南北に JR 加古川線が通っており、山陽本線加古川駅と結ばれ、通勤・通学に活用されています。



出典：国土数値情報「土地利用細分メッシュデータ 平成 28 年度～」

図 加東市内の土地利用

## 5 加東市の環境に関する現状

### (1) 廃棄物分野

#### ①ごみ総排出量等の推移

2016 (H28) 年度から 2024 (R6) 年度までのごみ総排出量等の推移は以下の表のようになっています。

表 ごみ総排出量等

取り組み 内容	2016 (H28) 年度	2017 (H29) 年度	2018 (H30) 年度	2019 (R1) 年度	2020 (R2) 年度	2021 (R3) 年度	2022 (R4) 年度	2023 (R5) 年度	2024 (R6) 年度
ごみ総排出量	10,634 t	11,027 t	10,759 t	10,996 t	10,573 t	10,836 t	10,938 t	10,490 t	10,051 t
ごみ総排出量 対基準年度比	基準年度	3.7%	1.2%	3.4%	△0.6%	1.1%	2.9%	△1.4%	△5.5%
資源化ごみ量	1,490 t	1,442 t	1,449 t	1,427 t	1,203t	1,217t	1,367t	1,277t	1,165t
リサイクル率	14.0%	13.1%	13.5%	13.0%	11.4%	11.2%	12.5%	12.2%	11.6%

(加東市資料)

※減量化率は基準年度比

※2024 (R6) 年度は推計値

ごみ総排出量は、2019 (R1) 年までは増加傾向となっていますが、2023 (R5) 年以降は減少傾向となっています。2023 (R5) 年度の 1 人 1 日当たりの生活系ごみ排出量は 431g/人・日となっており、2011 (H23) 年度から 2023 (R5) 年度までの 13 年連続で、県下で一番少ないまちとなっています。

資源化ごみ量、リサイクル率は、2016 (H28) 年以降、減少傾向にあります。要因としては、電子媒体の普及により雑誌等の紙媒体を購入する人が減ったことやリサイクル業者が設置している無料回収ボックスの利用が増えていることが考えられます。

## ②集団回収量の推移

2016 (H28) 年度から 2024 (R6) 年度までの、集団回収量及び集団回収実施回数の推移は、下図のようになっています。

集団回収の実施回数及び回収量は、新型コロナウイルス感染症により、2020 (R2) 年度から 2021 (R3) 年度にかけ減少しています。また、小中一貫校の建設に伴い実施回数が減少となっており、2016 (H28) 年の 56 回 798 t に対して、2024 (R6) 年では 40 回 536t に減少しています。

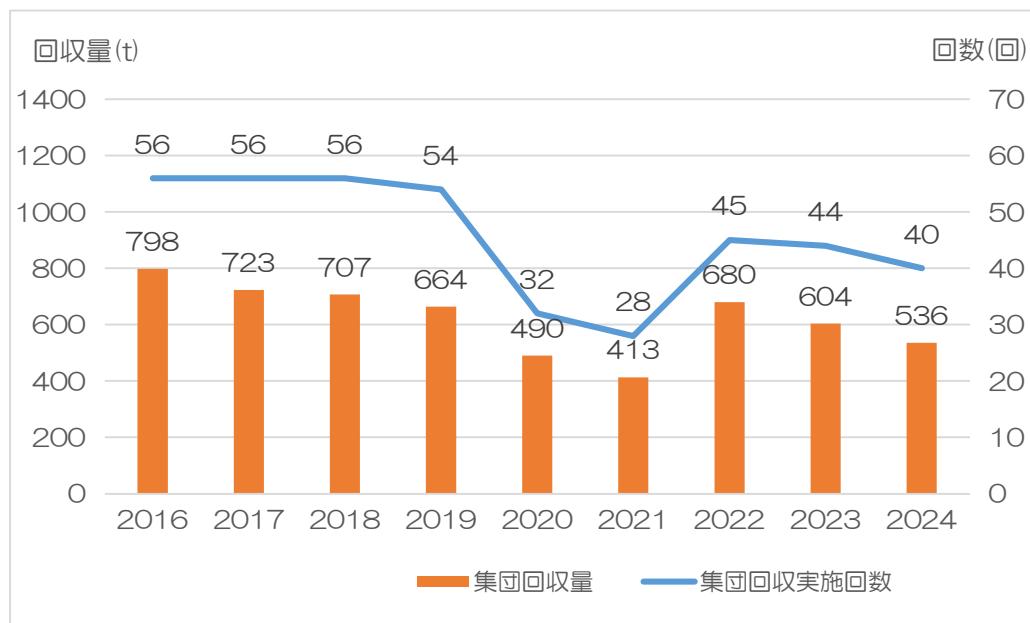


図 集団回収による回収実績及び集団回収の回数

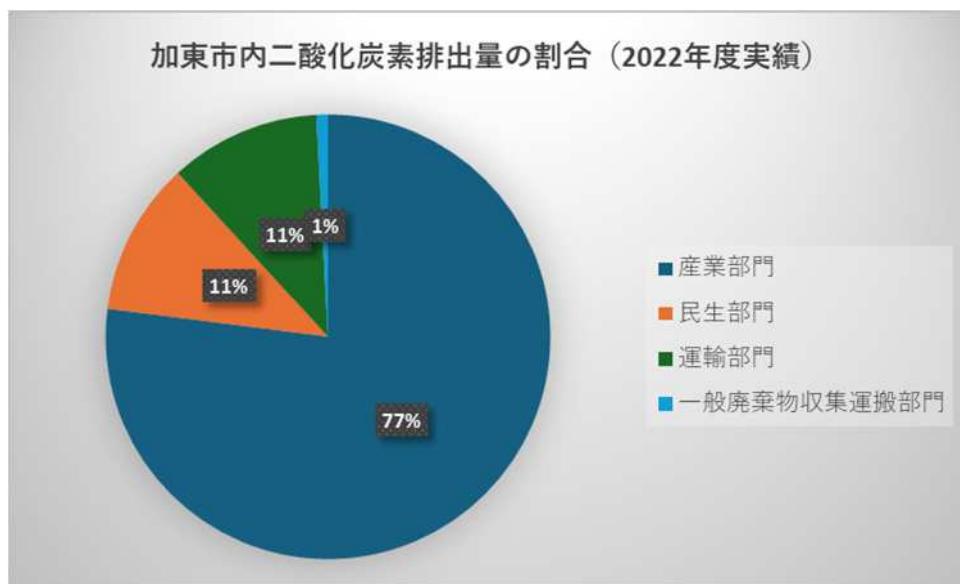
(加東市資料)

※2024 (R6) 年度は推計値

## （2）地球環境分野

### ①市内二酸化炭素排出量

2022 (R4) 年度の加東市内の二酸化炭素排出量の現況は下図のようになっています。二酸化炭素排出量のうち、産業部門（製造業等）が 77%を占めており、民生部門（業務・家庭）と運輸部門（旅客自動車・貨物自動車等）がそれぞれ 11%を占めています。



（環境省資料）

## ②省エネ・創エネ・蓄エネ設備設置補助件数の推移

2016 (H28) 年度から 2024 (R6) 年度までの、市内家庭への省エネ・創エネ・蓄エネ設備設置の補助件数は、下表のようになっています。

表 省エネ・創エネ・蓄エネ設備設置補助件数（累計）

取り組み内容	2016 (H28) 年度	2017 (H29) 年度	2018 (H30) 年度	2019 (R1) 年度	2020 (R2) 年度	2021 (R3) 年度	2022 (R4) 年度	2023 (R5) 年度	2024 (R6) 年度
設備設置補助件数*	528 件	586 件	638 件	688 件	739 件	857 件	968 件	1,085 件	1,202 件

（加東市資料）

※加東市エコハウス設備設置補助金の補助件数

市内の住宅用太陽光発電設備の設置件数が安定してきたため、2016 (H28) 年度から住宅の環境性能の向上を促進し、地球温暖化防止に寄与するため、住宅環境設備設置数に取組目標を変更しました。

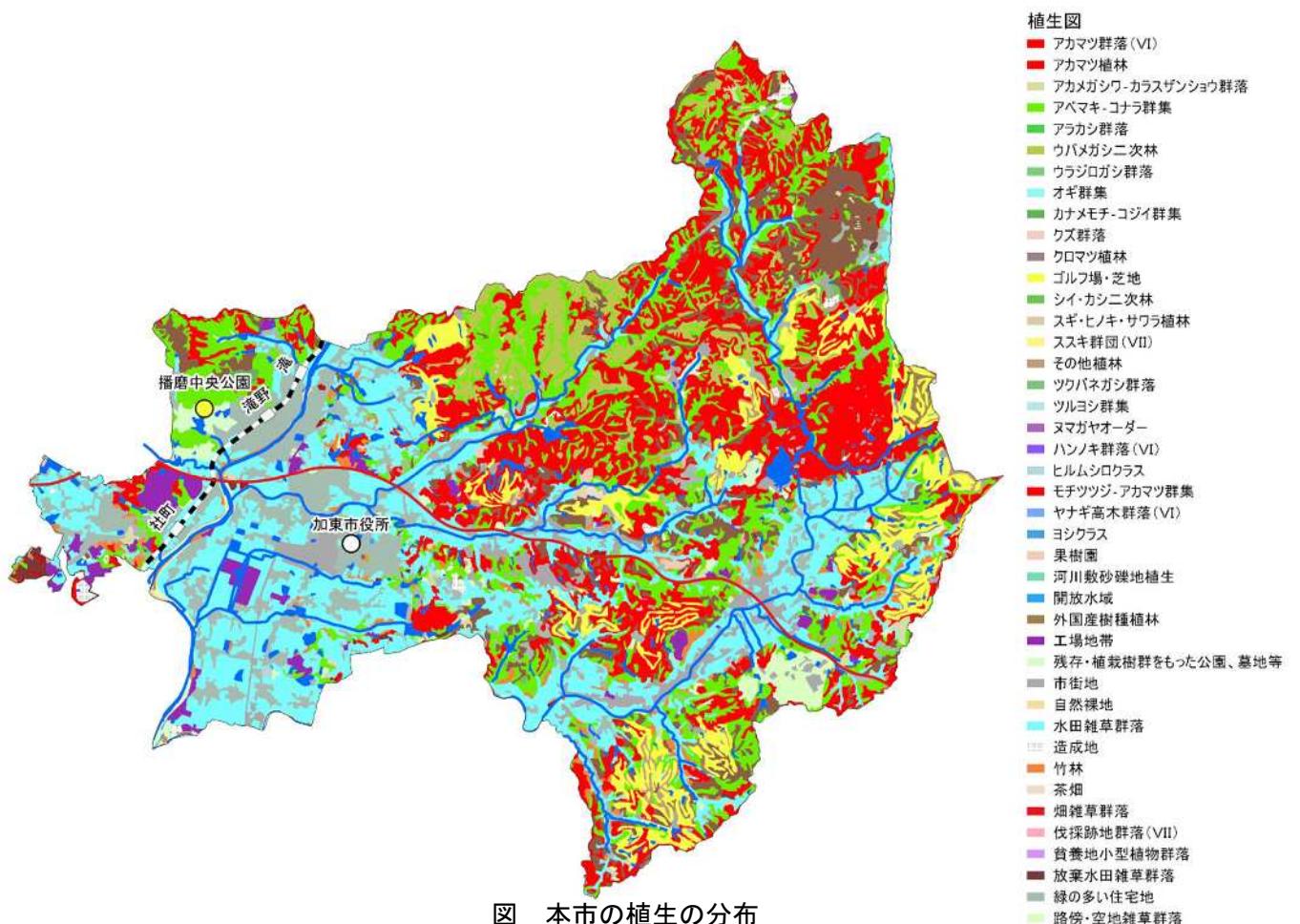
2024 (R6) 年度の設置件数は、117件で累計1,202件となっています。  
設置設備の内訳は、窓・ガラス交換12件、エコキュート74件、エコジョーズ1件、蓄電池13件、太陽光発電設備13件、HEMS機器4件でした。

### (3) 自然環境分野

#### ①本市の植生

市東部には、「モチツツジ-アカマツ群集」が広い面積にみられるほか、「アベマキ-コナラ群集」、「スギ・ヒノキ・サワラ植林」などが分布しています。

市東部は、「ゴルフ場・芝地」が比較的広い範囲に分布することが特徴として挙げられ、市西部では「水田雑草群落」が分布しています。また、市域全体に、「開放水域」(ため池や河川)が点在しています。



## ②遊休農地の状況

2016 (H28) 年度から 2024 (R6) 年度までの遊休農地面積の推移は、以下の表のようになっています。

表 遊休農地面積の推移

取り組み内容	2016 (H28) 年度	2017 (H29) 年度	2018 (H30) 年度	2019 (R1) 年度	2020 (R2) 年度	2021 (R3) 年度	2022 (R4) 年度	2023 (R5) 年度	2024 (R6) 年度
遊休農地の面積	9.9ha	11.1ha	15.6ha	10.2ha	8.8ha	9.0ha	11.0ha	10.6ha	9.6ha

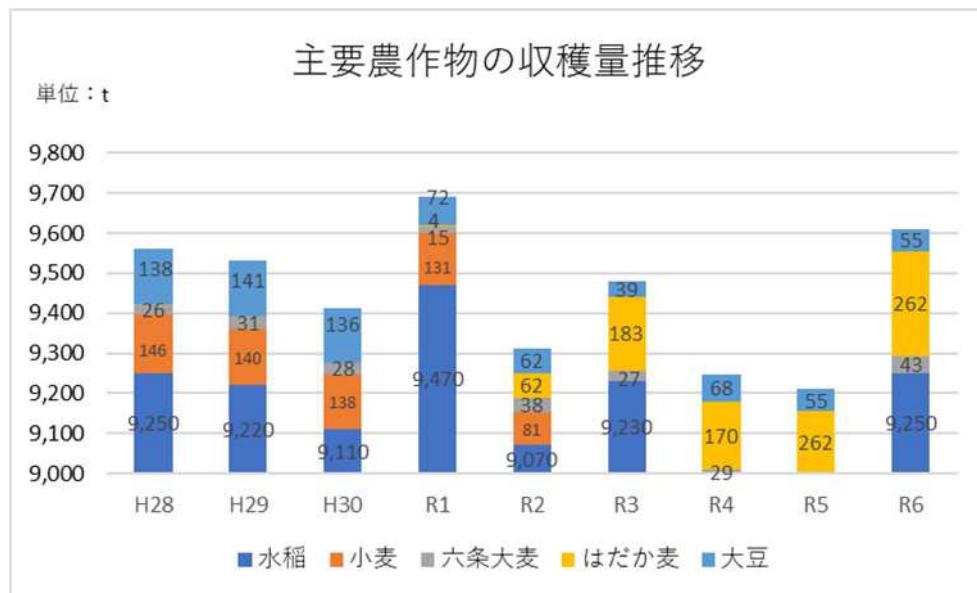
(加東市資料)

遊休農地の発生には、農業従事者の高齢化や後継者不足が影響しています。

## ③市内農業生産の状況

本市の主要な農作物は水稻であり、2024 (R6) 年度の収穫量は 9,250 t となっています。

主要農作物の収穫量は増減を繰り返しており、明確な傾向は確認できませんが、年間 9,200 t 以上の農作物を収穫しています。



(加東市統計書)

#### ④市内農家数（販売農家のみ）と経営耕地面積の推移

市内の販売農家人口は 2000 (H12) 年以降、減少傾向にあります。

経営耕地面積も 2000 (H12) 年の 2,433ha から 2015 (H27) 年の 2,113ha まで減少していましたが、2020 (R2) 年には 2,251ha となり、138ha 増加しています。



(加東市統計書)

## ⑤公共水域等水質検査結果の推移

2016 (H28) 年度から 2024 (R6) 年度までの公共水域等水質検査結果の推移は、下表のようになっています。

表 公共水域等水質検査結果の推移

取り組み内容			基準値	2016 (H28) 年度	2017 (H29) 年度	2018 (H30) 年度	2019 (R1) 年度	2020 (R2) 年度	2021 (R3) 年度	2022 (R4) 年度	2023 (R5) 年度	2024 (R6) 年度
河川	大腸菌群数 (※1)	BOD	3mg/l 以下	1.0 mg/l	1.3 mg/l	1.4 mg/l	1.2 mg/l	1.2 mg/l	1.0 mg/l	2.0 mg/l	1.4 mg/l	1.2 mg/l
		COD	5,000 MPN /100ml 以下 (※2)	41,903 MPN /100ml	739 MPN /100ml	8,089 MPN /100ml	2,003 MPN /100ml	5,616 MPN /100ml	5,221 MPN /100ml	443 CFU /100ml	1,051 CFU /100ml	159 CFU /100ml
		T-P	0.1 mg/l 以下	0.14 mg/l	0.13 mg/l	0.12 mg/l	0.11 mg/l	0.06 mg/l	0.05 mg/l	0.07 mg/l	0.06 mg/l	0.09 mg/l
		T-N	1.0 mg/l 以下	0.63 mg/l	0.63 mg/l	0.65 mg/l	0.63 mg/l	0.65 mg/l	0.51 mg/l	0.66 mg/l	0.59 mg/l	0.66 mg/l
	ため池	COD	8mg/l 以下	7.6 mg/l	7.2 mg/l	8.3 mg/l	6.7 mg/l	7.4 mg/l	7.0 mg/l	8.7 mg/l	8.5 mg/l	7.5 mg/l
		T-P	0.1 mg/l 以下	0.090 mg/l	0.080 mg/l	0.080 mg/l	0.060 mg/l	0.070 mg/l	0.040 mg/l	0.040 mg/l	0.040 mg/l	0.050 mg/l
		T-N	1.0 mg/l 以下	0.63 mg/l	0.63 mg/l	0.72 mg/l	0.56 mg/l	0.063 mg/l	0.063 mg/l	0.063 mg/l	0.57 mg/l	0.62 mg/l

(加東市資料)

(※1) 2022 (R4) 年度以降は、大腸菌数に取り組み内容が変更となりました。

(※2) 2022 (R4) 年度以降は、1,000CFU/100ml に基準値が変更となりました。

河川、ため池ともに全体的にひどい汚れや異臭などは見られず、概ね安定した状況です。夏季に一部のため池でやや水質悪化する池が見られますが、自然要因（植物性プランクトン）による一過性の現象と考えられます。

## ⑥有害鳥獣・特定外来生物対策

本市では有害鳥獣・特定外来生物による農産物等への被害が増加傾向となっています。

2011（H23）年度から国や市の補助を活用し、2024（R6）年度までに防護柵を計148,144m施工しています。

有害鳥獣・特定外来生物の捕獲数は2016（H28）年から2024（R6）年で合計376頭（羽）となっています。なお、2024（R6）年度からアライグマ等緊急捕獲対策協力金制度を開始しました。

表 防護柵施工延長

取り組み内容	2016（H28）年度	2017（H29）年度	2018（H30）年度	2019（R1）年度	2020（R2）年度	2021（R3）年度	2022（R4）年度	2023（R5）年度	2024（R6）年度
防護柵施工延長（単年）	39,624m	62,641m	92,156m	103,617m	118,803m	118,721m	135,642m	144,011m	148,144m

（加東市資料）

表 有害鳥獣・特定外来生物の捕獲数

取り組み内容	2016（H28）年度	2017（H29）年度	2018（H30）年度	2019（R1）年度	2020（R2）年度	2021（R3）年度	2022（R4）年度	2023（R5）年度	2024（R6）年度
有害鳥獣	66頭	54頭	49頭	36頭	54頭	71頭	21頭	5頭	20頭
特定外来生物	349頭	230頭	298頭	310頭	405頭	424頭	513頭	380頭	760頭

（加東市資料）

## (4) 生活環境分野

### ①自動車騒音常時監視結果

2016 (H28) 年度から 2024 (R6) 年度までの自動車騒音常時監視結果は、下表のようになっています。

表 自動車騒音常時監視結果基準値達成率

路線 年度	2016 (H28) 年度	2017 (H29) 年度	2018 (H30) 年度	2019 (R1) 年度	2020 (R2) 年度	2021 (R3) 年度	2022 (R4) 年度	2023 (R5) 年度	2024 (R6) 年度
県道564号厚利社線 県道567号東古瀬穂積線	99.0%	-	-	-	-	99.5%	-	-	-
中国自動車道 一般国道175号	-	99.6%	-	-	-	-	90.5%	-	-
一般国道372号	-	-	94.1%	-	-	-	-	97.4%	-
県道17号西脇三田線	-	-	-	98.9%	-	-	-	-	99.9%
県道75号小野藍本線 県道144号西脇口吉川神戸線 県道349号市場多井田線 県道371号高岡北条線	-	-	-	-	100.0%	-	-	-	-

(加東市資料)

騒音規制法第 18 条第 1 項の規定に基づき、市内における主要幹線道路を対象に自動車騒音状況の常時監視を実施しています。

環境省水・大気環境局自動車環境対策課が配布する面的評価支援システムを用いて対象路線の評価を実施しています。

2024 (R6) 年度は県道 17 号 西脇三田線について調査し、評価対象住宅 738 戸のうち 99.9% にあたる 737 戸が昼夜とも環境基準を達している結果となりました。

## ②公害苦情処理件数等

2016（H28）年度から2024（R6）年度までの公害苦情処理件数は、下表のようになっています。

表 公害苦情処理件数

取り組み内容	2016 (H28) 年度	2017 (H29) 年度	2018 (H30) 年度	2019 (R1) 年度	2020 (R2) 年度	2021 (R3) 年度	2022 (R4) 年度	2023 (R5) 年度	2024 (R6) 年度
公害苦情処理件数	94 件	68 件	96 件	87 件	85 件	94 件	99 件	118 件	105 件

（加東市資料）

公害に関する苦情件数は増加傾向となっています。2024（R6）年度の内訳をみると、不法投棄47件、土地管理10件、動物2件、騒音8件、野外焼却4件、悪臭34件、となっています。

なお、クリーンキャンペーンにおいて、19件の不法投棄が発見されており、投棄物は地区（自治会）や警察の立会いのもと、撤去・処分しています。

## ③緑化、まち並みづくり

2016（H28）年度から2024（R6）年度までの、グリーンカーテンフォトコンテスト出展数の推移は、下表のようになっています。

表 グリーンカーテンフォトコンテスト出展数

取り組み内容	2016 (H28) 年度	2017 (H29) 年度	2018 (H30) 年度	2019 (R1) 年度	2020 (R2) 年度	2021 (R3) 年度	2022 (R4) 年度	2023 (R5) 年度	2024 (R6) 年度
グリーンカーテンフォトコンテスト出展数	37枚	59枚	67枚	54枚	52枚	64枚	61枚	47枚	37枚

（加東市資料）

加東工コ隊が実施するフォトコンテストの出展数は2021（R3）年以降、減少傾向にありますが、グリーンカーテンの普及と市民の環境意識の高揚につながっています。

## （5）協働の推進・環境学習分野

### ①市民・事業者・行政等の意識醸成、普及啓発の推進

2016（H28）年度から 2024（R6）年度までの環境に関する講演会等の開催回数は下表のようになっています。

表 環境に関する講演会等の開催回数

取り組み内容	2016 (H28) 年度	2017 (H29) 年度	2018 (H30) 年度	2019 (R1) 年度	2020 (R2) 年度	2021 (R3) 年度	2022 (R4) 年度	2023 (R5) 年度	2024 (R6) 年度
環境に関する講演会、イベント等の開催回数	16回	15回	13回	14回	13回	9回	11回	12回	13回
環境に関する広報等、情報発信回数	20回	34回	35回	27回	21回	19回	22回	35回	43回

（加東市資料）

（環境に関する講演会、イベント等の開催回数）

かとう自然がっこや、ごみ減量・リサイクル懇談会など、市民や事業者が参加できるイベント等を年間10回程度開催し、市民の環境意識の向上を図っています。

（環境に関する広報等、情報発信回数）

ごみの減量化や資源物拠点回収のお知らせ、加東市役所地球温暖化対策実行計画の取組結果の報告など、広報紙やケーブルテレビ、ホームページを活用し、市民や事業者へ情報を発信しています。

## ②環境学習の推進状況

2016（H28）年度から2024（R6）年度までの環境学習に関する取組状況は、下表のようになっています。

表 環境学習に関する取組状況

取り組み内容	2016 (H28) 年度	2017 (H29) 年度	2018 (H30) 年度	2019 (R1) 年度	2020 (R2) 年度	2021 (R3) 年度	2022 (R4) 年度	2023 (R5) 年度	2024 (R6) 年度
出前講座参加者数	623人	350人	286人	274人	60人	118人	223人	106人	175人
ごみ学習会開催回数	96回	95回	91回	89回	6回	2回	3回	79回	74回

（加東市資料）

### （環境学習実施校数）

2011（H23）年度以降、毎年12校で環境学習を実施しており、平池公園の水生植物やため池と東条川疏水、県立やしろの森公園での環境保全活動など、地域の特色を活かした環境学習などに取り組んでいます。

### （環境イベント、環境学習等への参加者数）

実施したイベントや学習会等は、広報やケーブルテレビ等で情報発信し、環境活動の普及啓発に努めています。

## 2. 加東市の市民等の環境意識

### (1) アンケート調査概要（中間見直し時）

#### 第2次加東市環境基本計画中間見直しに係るアンケート結果

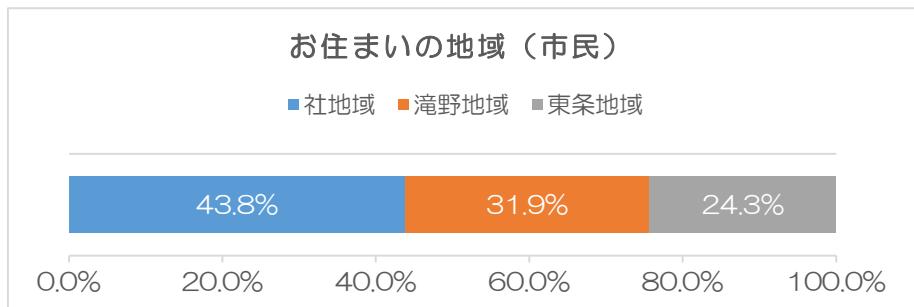
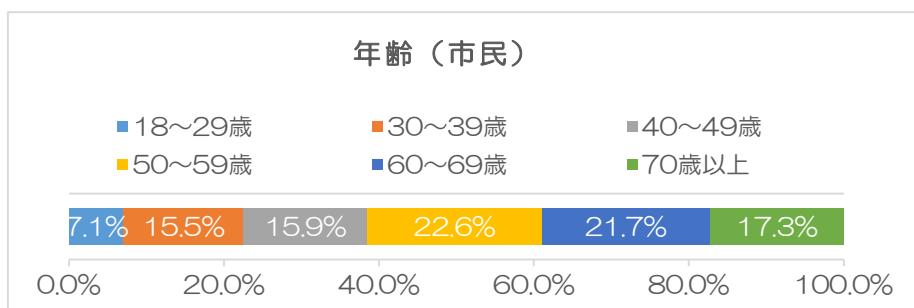
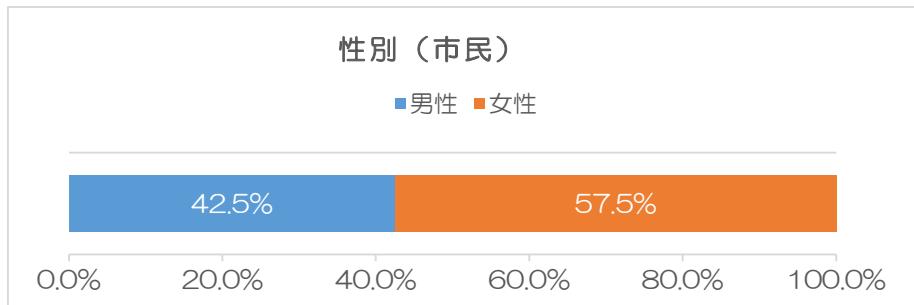
##### 【アンケート実施手法】

	調査手法	実施期間
市民	住民基本台帳に基づき、無作為に抽出した18歳以上の市民1,500人を対象に、郵送により調査を実施	令和7年8月29日～令和7年9月24日
小学5年生	市内の市立小学校および兵庫教育大学附属小学校の5年生を対象に、調査票を各校へ配布し、調査を実施	令和7年6月13日～令和7年7月18日
8年生及び中学2年生	市内の市立小中一貫校、市立中学校および兵庫教育大学附属中学校の2年生を対象に、調査票を各校へ配布し、調査を実施	令和7年6月13日～令和7年7月18日
事業者	無作為に抽出した市内の事業者150事業者を対象に、郵送により調査を実施	令和7年8月27日～令和7年9月22日

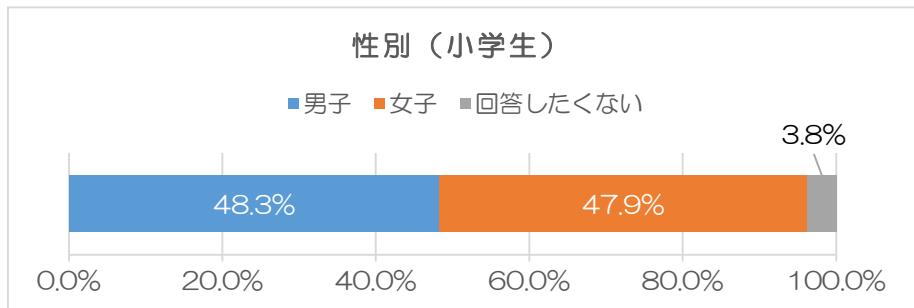
##### 【配布・回収数】

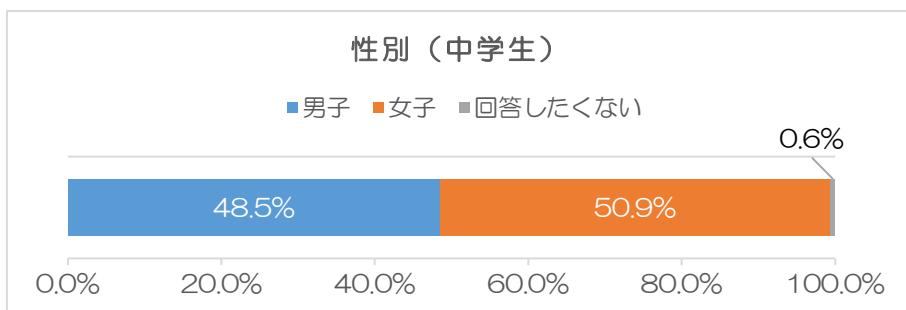
	配布数	回収数	回収率
市民	1500	226	15.1%
小学5年生	356	290	81.5%
8年生および中学2年生	360	163	45.3%
事業者	150	39	26.0%

### 【市民アンケートにおける回答者属性】

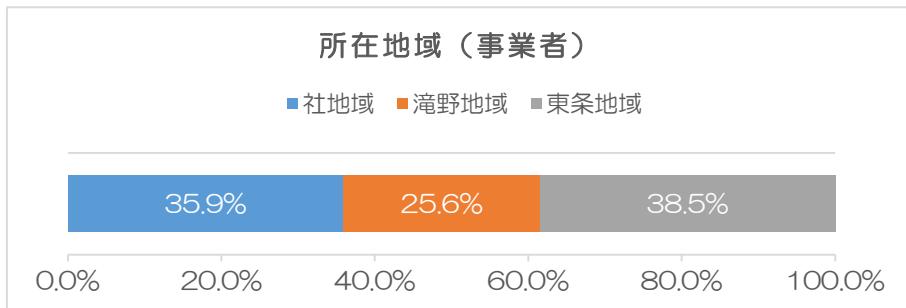
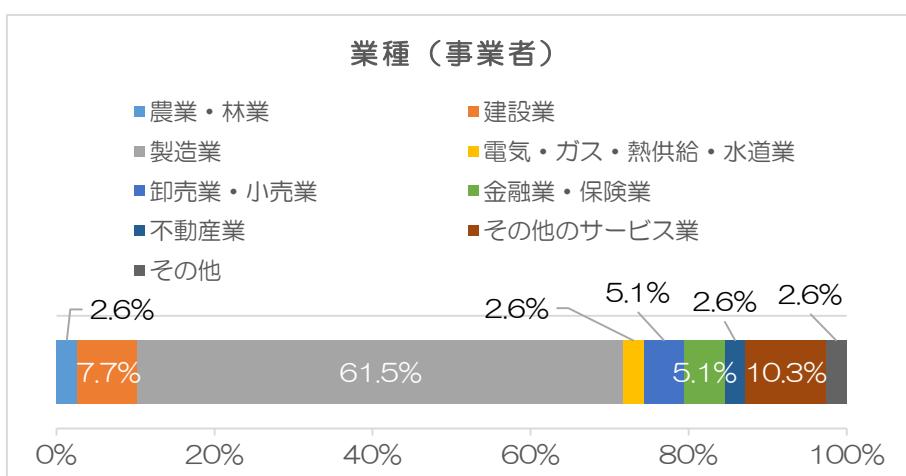


### 【小中学生アンケートにおける回答者属性】





【事業者アンケートにおける回答者属性】



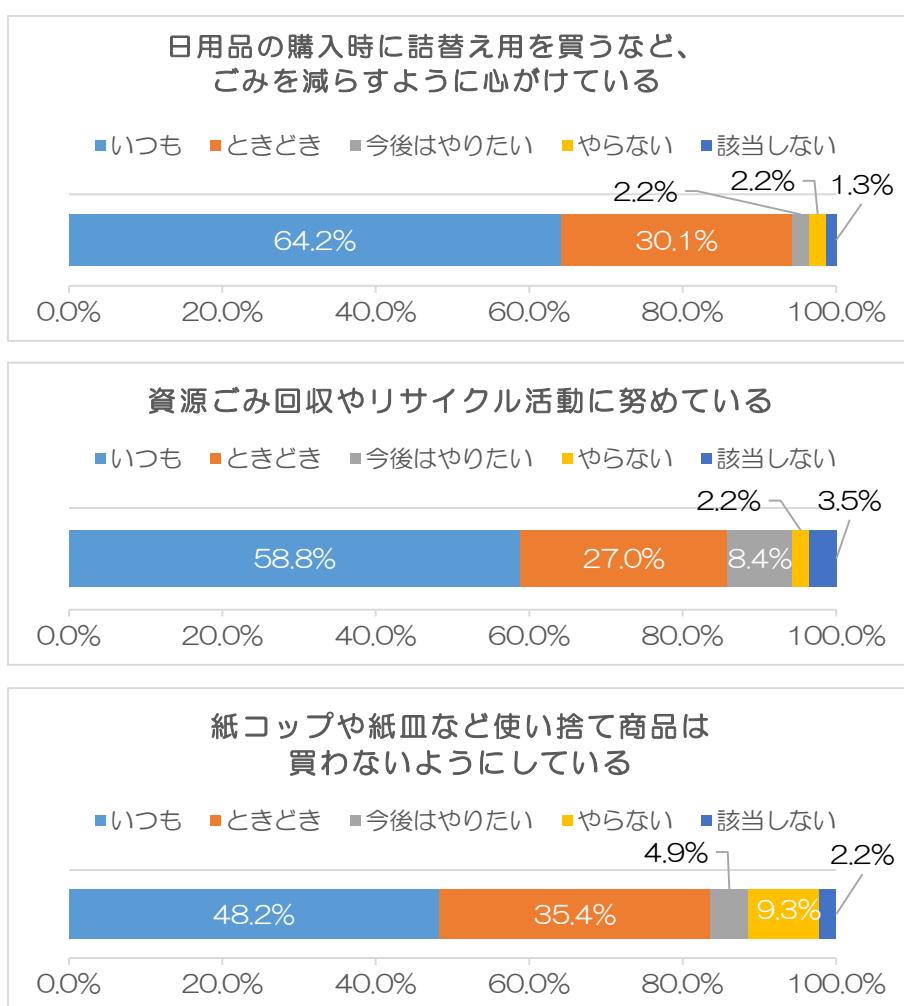
## 1 廃棄物分野

### 【市民アンケート】

市民アンケートで日頃から行っている、または気を付けている取組について問うたところ、「日用品の購入時に詰め替え用を買うなど、ごみを減らすように心がけている」についてと答える割合は 64.2%（前回 57.5%）、「資源ごみ回収やリサイクル活動に努めている」と答える割合は 58.8%（前回 53.0%）であり、変わらず市民のごみ減量の取組意識は高いことがうかがえます。

一方で、「紙コップや紙皿など、使い捨て商品は買わないようにしている」と答える割合は 48.2%（前回 39.4%）、「電化製品や家具などは、壊れたら修理して長く使うようにしている」と答える割合は 34.5%（前回 28.6%）となりました。

前回からごみ削減意識がさらに向上していることがうかがえます。



電化製品や家具などは、壊れたら修理して  
長く使うようにしている



【小中学生アンケート】

小中学生へのアンケートでは、「ごみは分別して出している」かを聞いたところ、「いつもしている」と答える割合は、小学生で 79.0%（前回 70.0%）、中学生で 63.2%（前回 73.7%）となっており、高い意識がうかがえます。また、「食べ残しをしないようにしている」かを聞いたところ、「いつもしている」と答える割合は、小学生で 57.6%（前回 55.4%）、中学生で 58.9%（前回 64.3%）となっており、高い意識がうかがえますが、中学生の意識が前回アンケート時に比べ低下しています。

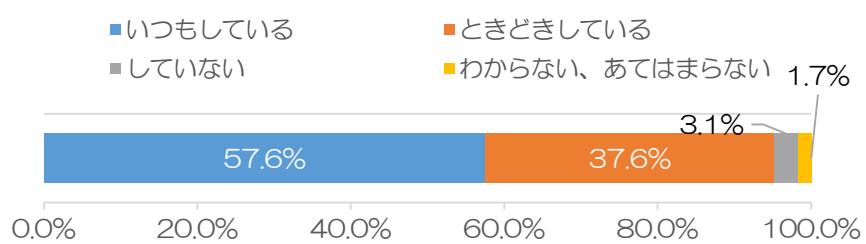
ごみは分別して出している（小学生）

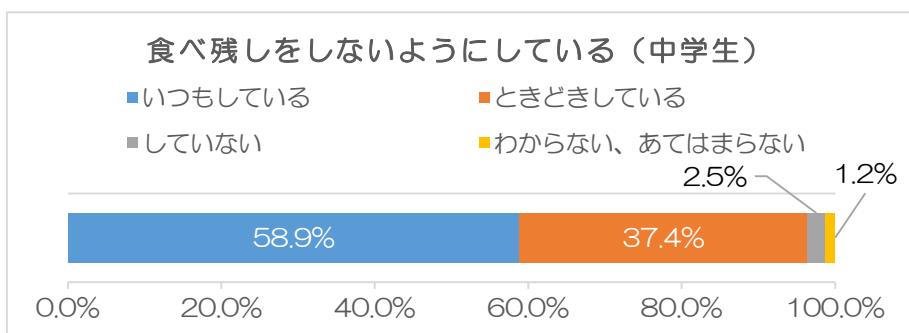


ごみは分別して出している（中学生）



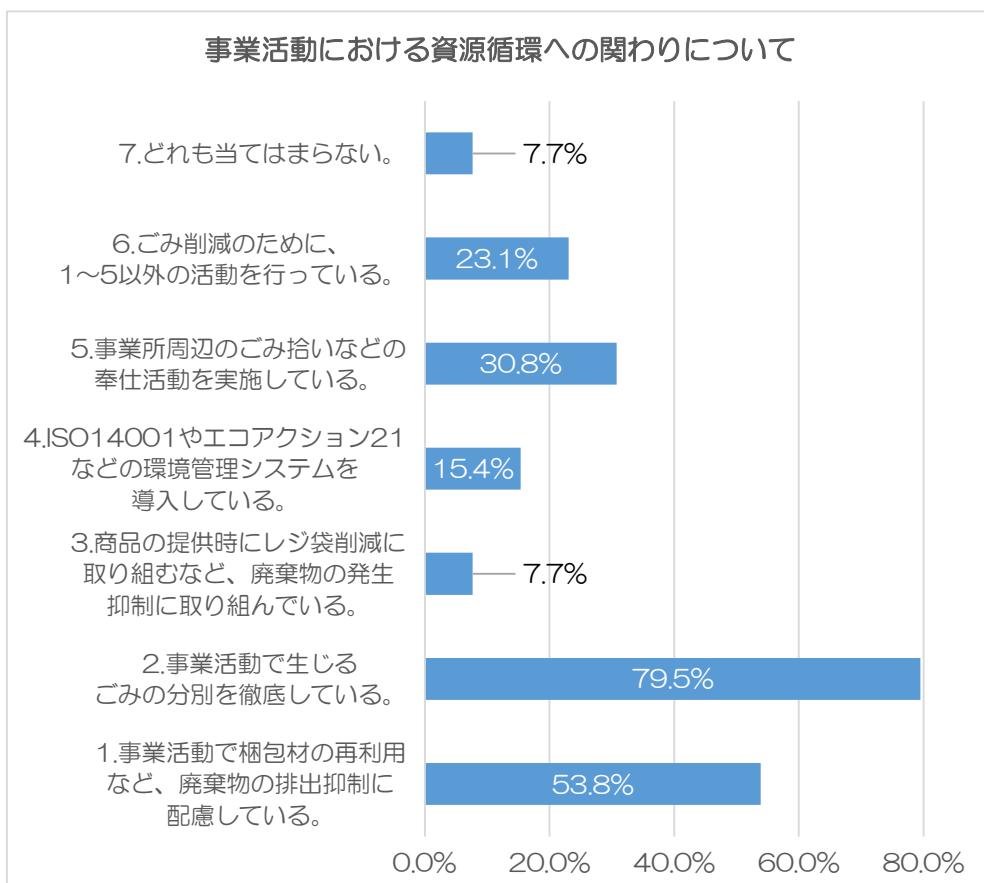
食べ残しをしないようにしている（小学生）





### 【事業者アンケート】

事業者へのアンケートでは、「事業活動における資源循環への関わりについて」問うたところ、「事業活動で生じるごみの分別を徹底している。」と答える割合は、79.5%（前回75.8%）となっており、最も多く回答がありました。事業活動で生じるごみについても分別する高い意識がうかがえます。また、「事業所周辺のごみ拾いなどの奉仕活動を実施している。」と答える割合は30.8%（前回5.5%）と前回から大きく増えています。しかし、「ISO14001 やエコアクション21などの環境管理システムを導入している。」と答える割合は15.4%（前回26.4%）と前回アンケート結果から減少しています。

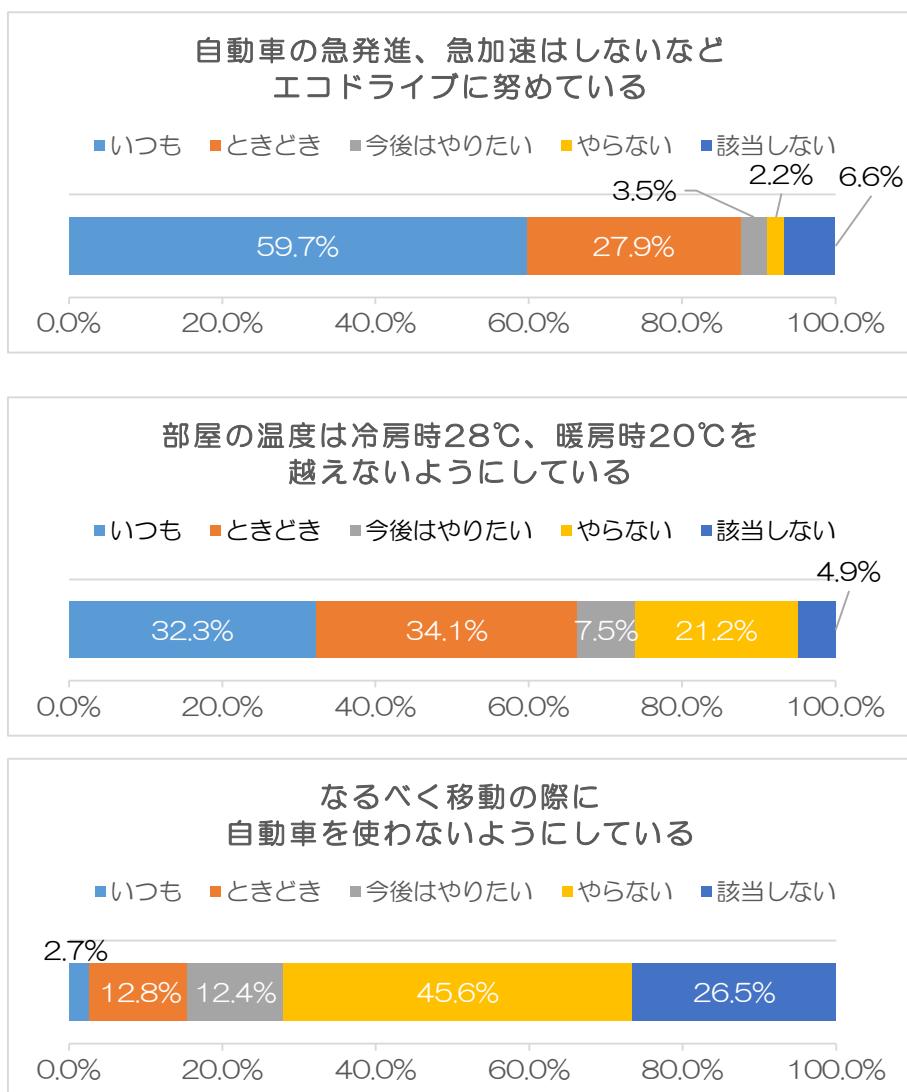


## 2 地球環境分野

### 【市民アンケート】

市民アンケートで日頃から行っている、または気を付けている取組について問うたところ、「自動車の空ふかし、急発進、急加速はしないなど、エコドライブに努めている」と答える割合は 59.7%（前回 59.2%）でしたが、「部屋の温度は冷房時 28℃、暖房時 20℃を越えないようにしている」と答える割合は 32.3%（前回 34.2%）と前回に比べ若干減少しました。

一方、「なるべく移動の際に自動車を使わないようにしている」と答える割合は、2.7%（前回 4.7%）、「電車・バスなどの公共交通機関を利用するよう心掛けている」と答える割合は 3.1%（前回 4.9%）となっており前回より減少しました。公共交通網の発達が十分ではない本市の特性による結果となっています。



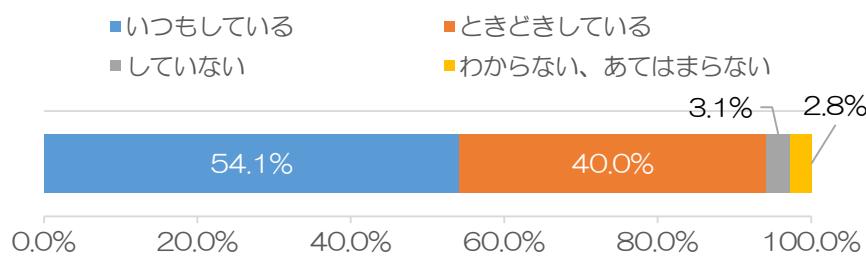
### 電車・バスなどの公共交通機関を利用するよう心がけている



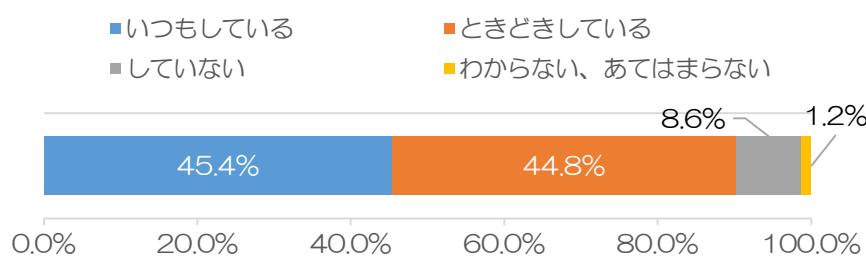
### 【小中学生アンケート】

小中学生アンケートでは、「テレビや部屋の電気などのスイッチはこまめに切るようにしている」と答える割合は、小学生で 54.1%（前回 47.0%）、中学生で 45.4%（前回 48.2%）となっています。

#### テレビや部屋の電気などのスイッチはこまめに切るようにしている（小学生）



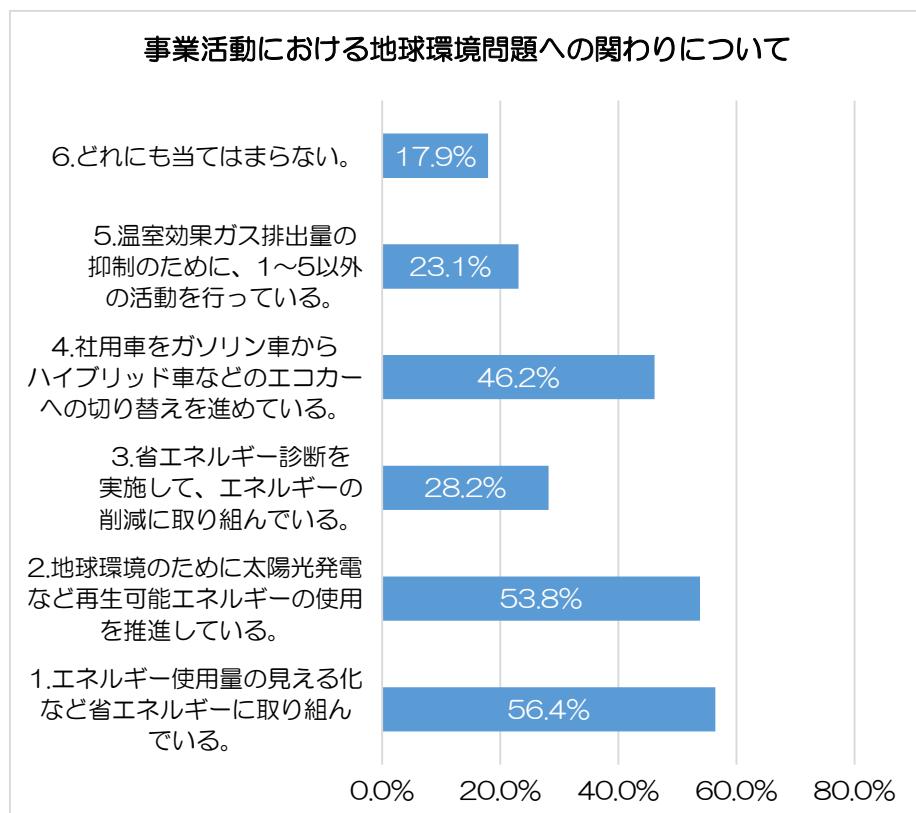
#### テレビや部屋の電気などのスイッチはこまめに切るようにしている（中学生）



### 【事業者アンケート】

事業者アンケートで事業者での環境問題への関りについて問うたところ、「エネルギーの見える化など、省エネルギーに取り組んでいる」と答える割合は 56.4%（前回 46.2%）であり、「地球環境のために太陽光発電など再生可能エネルギーの使用を推進している」と答える割合は 53.8%（前回 22.0%）となり、大きく割合が増えています。他の取組について答える割合も前回アンケート結果からいずれも 10 ポイント以上の上昇しており、

事業者の環境対策への取組が増加したことうかがえます。



### 3 自然環境分野

#### 【市民アンケート】

市民アンケートで生活環境に関する満足度を問うたところ、「川や水路、ため池の水のきれいさ」に「満足」と答える割合は 6.6%（前回 6.6%）、「水辺や野山に生息する生物の豊かさ」に「満足」と答える割合は 12.8%（前回 10.7%）、「里山、森林の緑の豊かさ」に満足と答える割合は 22.6%（前回 21.5%）となっており、前回アンケート結果と変わらず、相対的に「川や水路、ため池の水のきれいさ」に「満足」と答える割合が少ない傾向があります。

#### 川や水路、ため池の水のきれいさ【満足度】



#### 水辺や野山に生息する生物の豊かさ【満足度】

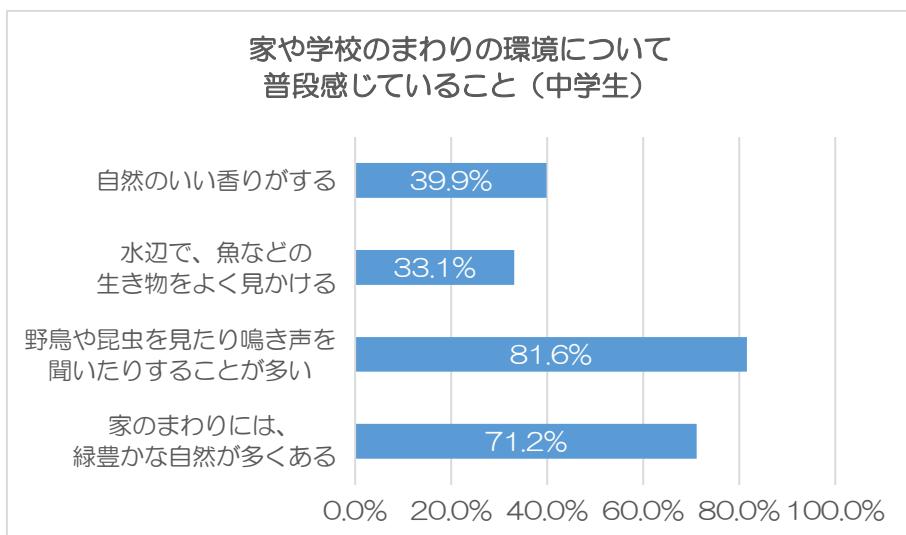
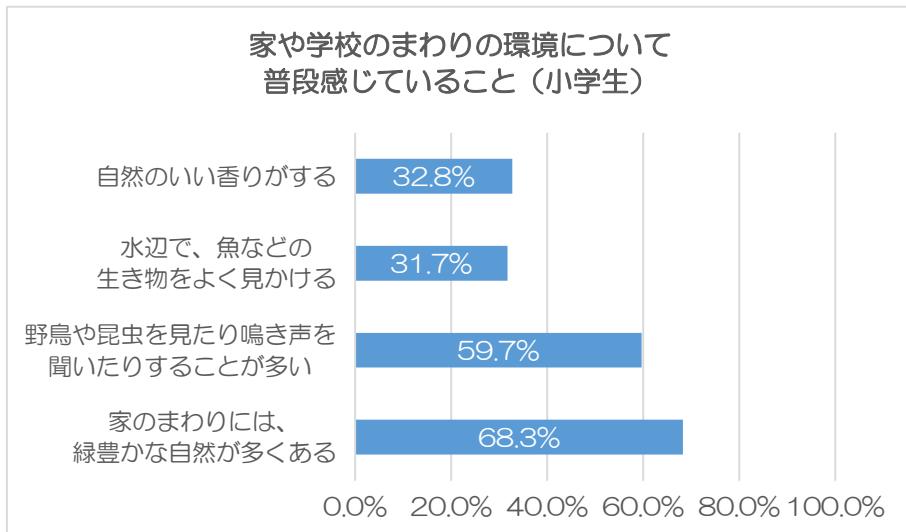


#### 里山、森林の緑の豊かさ【満足度】



#### 【小中学生アンケート】

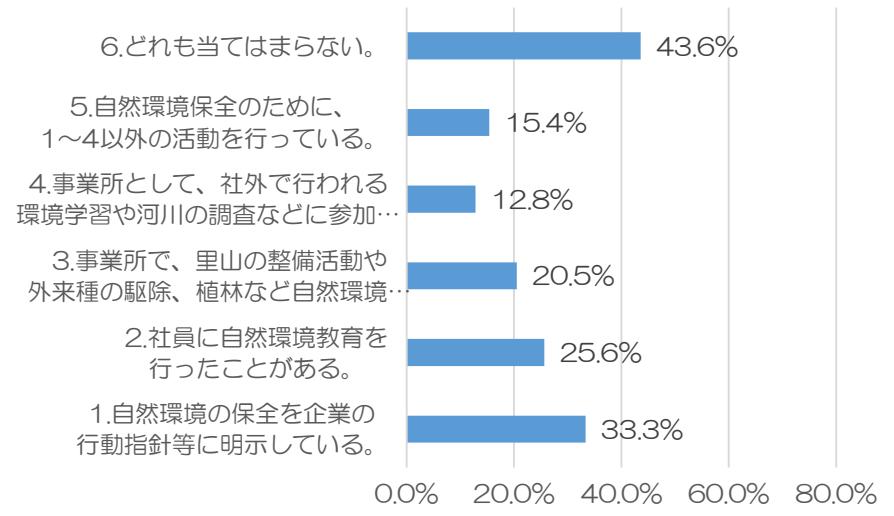
小中学生アンケートでは、「家のまわりには、緑豊かな自然が多くある」と答える割合は、小学生で 68.3%（前回 50.7%）、中学生で 71.2%（前回 66.3%）であり、「野鳥や昆虫を見たり鳴き声を聞いたりすることが多い」と答える割合は 小学生で 59.7%（前回 55.4%）、中学生で 81.6%（前回 68.1%）となっています。



### 【事業者アンケート】

事業者アンケートで事業活動における自然環境への関わりについて問うたところ、「自然環境の保全を企業の行動指針等に明示している」と答える割合は 33.3%（前回 22.0%）、「社員に自然環境教育を行ったことがある」と答える割合は 25.6%（前回 16.5%）、また、他の設問に対する回答割合が増加しており、自然環境への関わりを持つとする事業者の割合が増加していることがうかがえます。しかし、「選択肢に示した項目のどれも当てはまらない」と答える割合は 43.6%（前回 56.0%）と減少しましたが、まだ高く、事業者の自然環境分野における取組を普及させていくことが課題です。

### 事業活動における自然環境への関わりについて

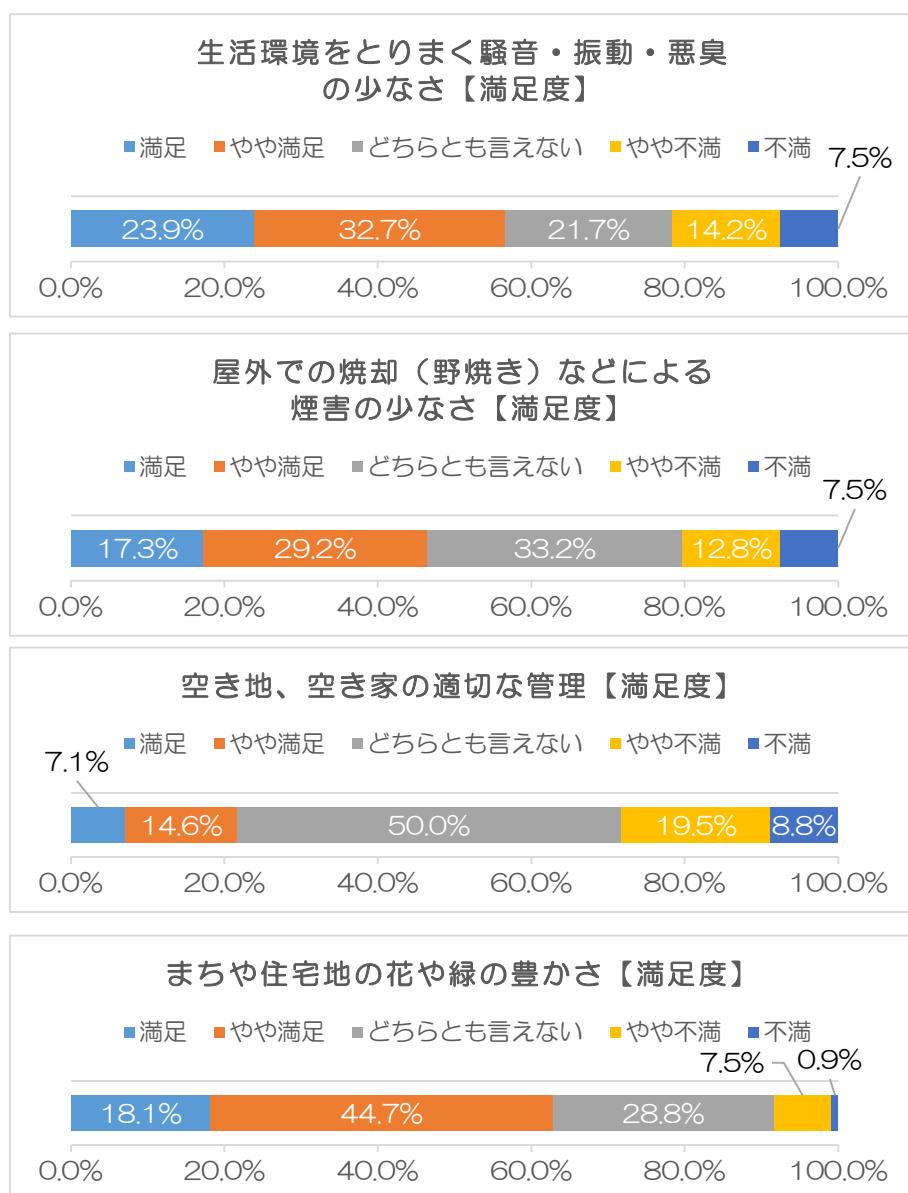


## 4 生活環境分野

### 【市民アンケート】

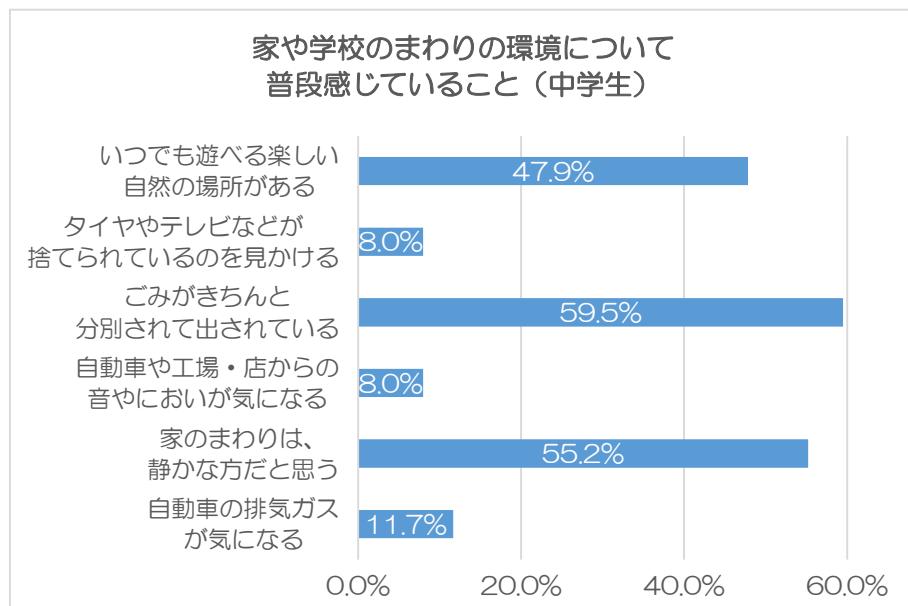
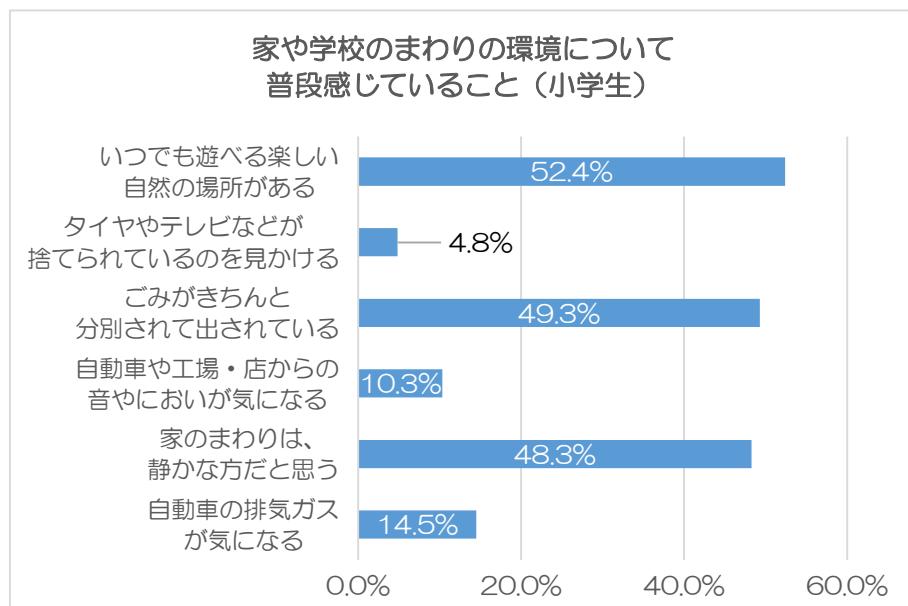
市民アンケートで生活環境に関する満足度を聞いたところ、「生活環境を取り巻く騒音・振動・悪臭の少なさ」に「満足」と答える割合は23.9%（前回22.7%）、一方、「不満」と答える割合は7.5%（前回3.7%）となっています。また、「屋外での焼却（野焼き）などによる煙害の少なさ」に「満足」と答える割合は17.3%（前回15.9%）、一方「不満」と答える割合は7.5%（前回5.8%）となっています。

「空き家、空き地の適切な管理」に「満足」と答える割合は7.1%（前回3.2%）、「まちや住宅地の花や緑の豊かさ」に「満足」と答える割合は18.1%（前回16.6%）となっています。



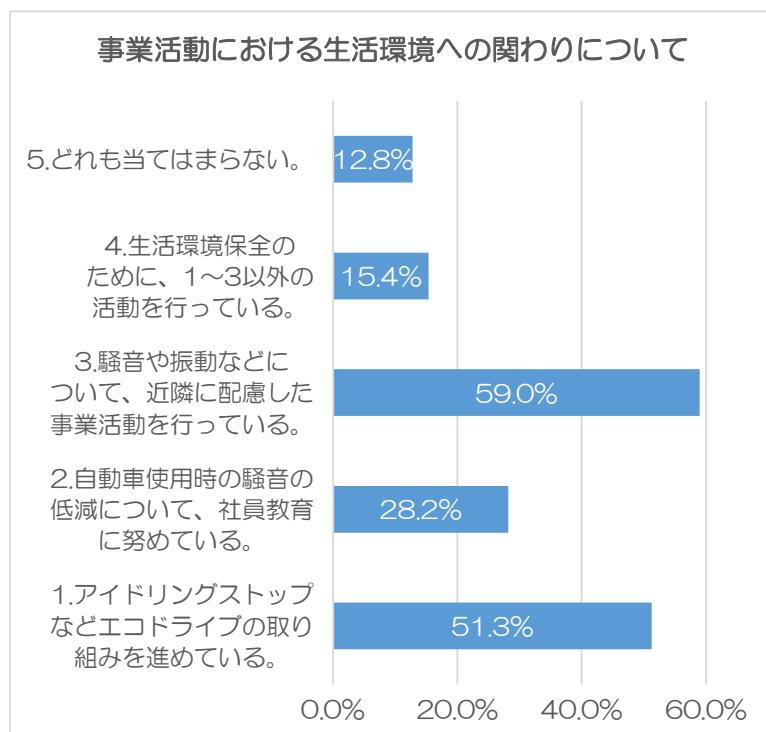
### 【小中学生アンケート】

小中学生アンケートでは、「自動車の排気ガスが気になる」と答える割合は小学生で14.5%（前回37.9%）、中学生で11.7%（前回20.4%）となっています。「家のまわりは、静かな方だと思う」と答える割合は、小学生で48.3%（前回48.6%）、中学生で55.2%（前回61.7%）、「自動車や工場・店からの音やにおいが気になる」と答える割合は小学生で10.3%（前回15.7%）、中学生で8.0%（前回9.2%）となっています。



### 【事業者アンケート】

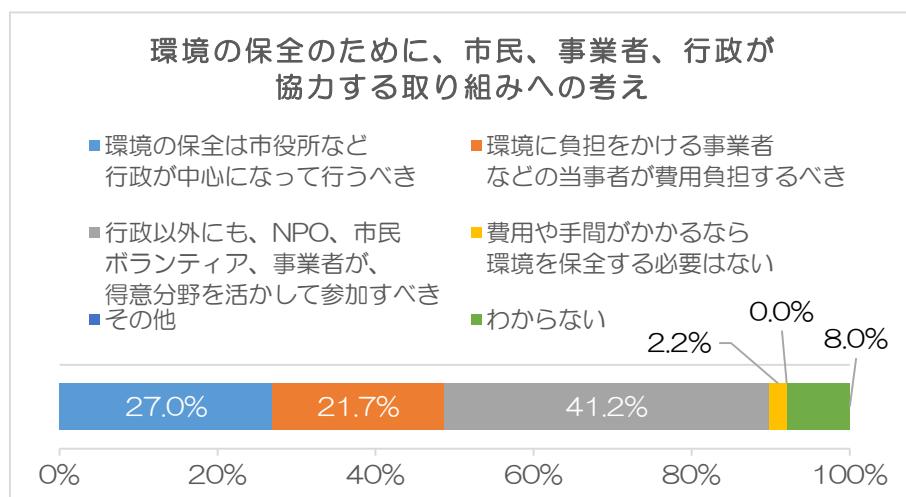
事業者アンケートで事業活動における生活環境への関わりについて問うたところ「騒音や振動などについて、近隣に配慮した事業活動を行っている。」と答える割合は 59.0%（前回 40.7%）、「アイドリングストップなどエコドライブの取り組みを進めている。」と答える割合は 51.3%（前回 45.1%）、「自動車使用時の騒音の低減について、社員教育に努めている。」と答える割合は 28.2%（前回 14.3%）となっています。前回アンケート時から、事業活動における生活環境への配慮する意識・取組が向上していることがうかがえます。



## 5 協働の推進・環境学習分野

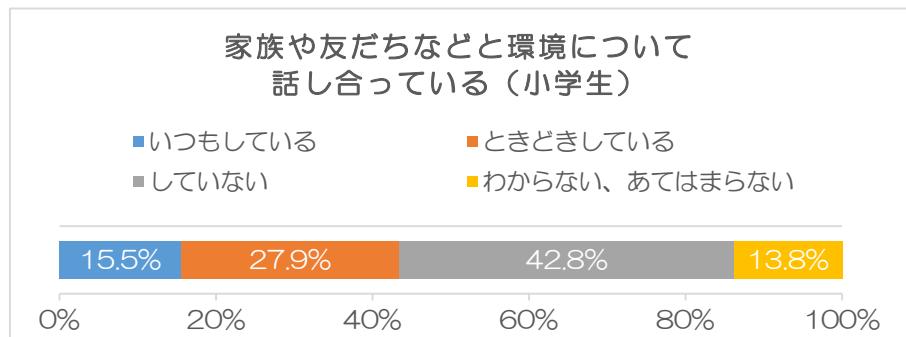
### 【市民アンケート】

市民アンケート調査で、「環境の保全のために、市民、事業者、行政が協力して取り組む」という考え方について問うたところ、最も割合が高いのは、「行政以外にも、NPO、市民ボランティア、事業者が、得意分野を活かして参加すべき」で41.2%（前回49.2%）となっており、次いで「環境の保全は、市役所など行政が中心になって行うべき」が27.0%（前回20.5%）となっており、前回アンケート結果と順位傾向は変わりませんが、「行政が中心になって行うべき」の割合が増加しています。

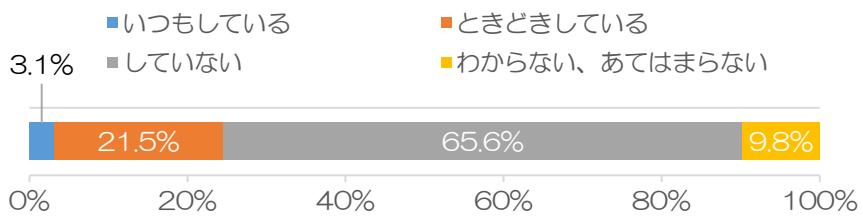


### 【小中学生アンケート】

小中学生アンケートで、家族や友だちなどと環境について話し合っているかどうかを問うたところ、小学生で最も割合が高いのは、「していない」で42.8%（前回42.8%）となっており、次いで「ときどきしている」が27.9%（前回28.7%）となっています。中学生では、最も割合が高いのは、「していない」で65.6%（前回47.7%）となっており、次いで「ときどきしている」が21.5%（前回20.2%）となっています。



### 家族や友だちなどと環境について 話し合っている（中学生）

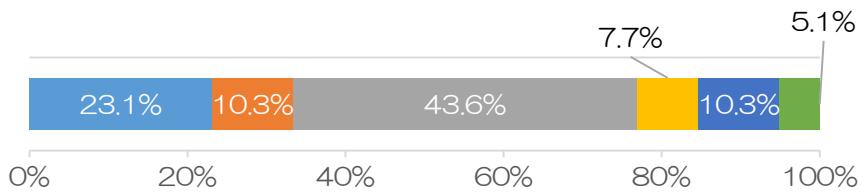


### 【事業者アンケート】

事業者アンケートで「市民、事業者、行政が協力して取り組むことについて」問うたところ「行政以外にも事業者をはじめ、NPO、市民などが得意分野を活かして参加すべき。」と答える割合は43.6%（前回54.9%）、次いで「環境の保全は、市役所など行政が中心になって行うべき。」と答える割合は23.1%（前回17.6%）となっています。前回アンケートと順位傾向は変わりませんが、「市役所など行政が中心になって行うべき」の割合が増加しています。

### 市民、事業者、行政が協力して 取り組むことについて

- 環境の保全は、市役所など行政が中心になって行うべき。
- 環境に負担をかける当事者が費用負担するべき。
- 行政以外にも事業者をはじめ、NPO、市民などが得意分野を活かして参加すべき。
- 費用や手間がかかるなら環境を保全する必要はない。



### 3. 加東市環境基本条例

---

○加東市環境基本条例

平成21年3月27日

条例第14号

#### 目次

前文

第1章 総則（第1条—第8条）

第2章 環境の保全と創造に関する基本的施策

第1節 施策の基本方針（第9条）

第2節 環境基本計画（第10条・第11条）

第3節 環境の保全と創造を推進するための施策（第12条—第24条）

第3章 地球環境保全の推進等（第25条・第26条）

第4章 環境審議会（第27条・第28条）

#### 附則

前文

わたしたちの加東市は、緑豊かな山々と川と湖の美しい自然の恵みを受け、伝統と文化を守りながら発展を続けてきた。

しかし、豊かさや利便性が高まった反面、日常生活や経済活動等の人の営みが拡大し、大量の資源やエネルギーが消費され、環境への負荷が増大し、今やその影響は地域の環境のみならず、地球環境全体に及ぶまでに至っている。

もとより、すべての市民は、環境からの恵沢を受け良好な環境のもとに生活する権利を有しており、将来にわたりこの環境を健全で恵み豊かなものとして次の世代に引き継いでいくことは、わたしたちの願いであり、責務でもある。

このため、わたしたちは、地域の自然環境や生活環境を良好なものとするとともに、環境への負荷を増大させている現在の経済社会構造のあり方や生活様式を見直し、かけがえのない地球に生きるものの一員としての自覚を持ち、地球環境の保全に貢献していくなければならない。

このような考え方方に立ち、市、事業者及び市民のすべてが、環境の問題を自らの課題として認識し、それぞれの責任のもとに相互に連携しながら役割を果たしていくことにより、

環境への負荷を低減するとともに、循環を基調とした持続的発展が可能な社会をつくるため、この条例を制定する。

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この条例は、市における健全で恵み豊かな環境の保全及びゆとりと潤いのある快適な環境の創造（以下「環境の保全と創造」という。）について基本理念を定め、市、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、環境の保全と創造に関する施策の基本となる事項を定めることにより、すべての主体の参画と協働のもとに、これらの施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来にわたって市民が健康で文化的な生活を営むことができる良好な環境の確保に資することを目的とする。

### (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 良好的な環境 市民が健康な心身を保持し、快適な生活を営むことができる環境をいう。この場合において「環境」とは、生活環境、自然環境及び文化歴史環境をいう。
- (2) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全と創造上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- (3) 地球環境の保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。
- (4) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。）、土壤の汚染、騒音、振動、地盤の沈下（鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。）及び悪臭によって、人の健康又は生活環境（人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。以下同じ。）に係る被害が生ずることをいう。

### (基本理念)

第3条 環境の保全と創造は、すべての市民が健全で豊かな環境の恵みを享受するととも

に、この環境が将来の世代へ継承されるように積極的に行われなければならない。

2 環境の保全と創造は、人間が自然から多くの恵みを受けていることを認識し、自然との共生と環境への負荷の少ない持続的に発展することができる社会を構築することを目的として、市、事業者、市民それぞれの責務に応じた役割分担のもとに自主的かつ積極的に行われなければならない。

3 地球環境の保全は、人類共通の課題であり、地域の環境と深く関わりがあることを認識して、すべての事業活動及び日常生活において積極的に推進されなければならない。

#### (市の責務)

第4条 市は、基本理念にのっとり、現在及び将来の市民が、豊かな自然環境の中で、健康で文化的な生活が確保できるよう、市の自然的かつ社会的豊かさを活かし、市民及び事業者との協力のもとに環境の保全と創造に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

2 市は、基本理念にのっとり、自らその社会経済活動に際して環境の保全と創造に資する取組みを率先して実行するとともに、市民及び事業者の環境の保全と創造に資する取組みの支援に努めなければならない。

#### (事業者の責務)

第5条 事業者は、基本理念にのっとり、自らの責任と負担において事業活動に伴って生ずる公害を防止するとともに、環境への負荷の低減に積極的に努めなければならない。

2 事業者は、地域社会の構成員であることを自覚し、持続的発展の可能なまちづくりの推進に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全と創造に資する施策及び市民が行う環境の保全と創造に関する活動に参画し、協力しなければならない。

#### (市民の責務)

第6条 市民は、基本理念にのっとり、日常生活において、資源及びエネルギーの節約、廃棄物の排出の抑制等による環境への負荷の低減その他の環境の保全と創造に努めなければならない。

2 市民は、環境の保全と創造に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全と創造に関する施策に自主的かつ積極的に協力しなければならない。

#### (各主体の協働)

第7条 市、事業者及び市民は、前3条に規定するそれぞれの責務を果たすとともに、協

働して環境の保全と創造に関する施策及び活動を推進するように努めなければならない。

(環境の状況等の公表)

第8条 市長は、毎年、環境の状況、環境の保全と創造に関する施策の実施状況等を公表しなければならない。

## 第2章 環境の保全と創造に関する基本的施策

### 第1節 施策の基本方針

(施策の基本方針)

第9条 環境の保全と創造に関する施策の策定及び実施は、基本理念にのっとり、次に掲げる事項を基本的な方針として、各種の施策相互の有機的な連携を図りつつ、総合的かつ計画的に行わなければならない。

- (1) 人の健康と文化的な生活が保護され、生活環境に被害を及ぼす環境の保全上の支障を防止し、並びに安全でゆとりある快適な環境を創造し、確保すること。
- (2) 野生生物の生息又は生育環境への配慮等により、豊かな生態系が保持されるとともに、環境緑地、河川等の水辺地、農地、里山等の自然環境の保全を図り、人と自然との豊かなふれあいの場が保たれること。
- (3) 環境に配慮した地域づくりを協働と参画により推進し、安全で良好な地域環境が形成されること。
- (4) 歴史的環境、文化的遺産及び教育施設環境の保護その他文化環境を保全するとともに活用し、自然環境と一体となった地域性豊かな景観の確保並びに文化環境を創造すること。
- (5) 廃棄物の減量、資源の循環的な利用、自然エネルギーの利用、エネルギーの消費の抑制等を徹底することにより、資源循環型の社会が構築されること。
- (6) 地球温暖化の防止、オゾン層の保護等の地球環境の保全が推進されること。

### 第2節 環境基本計画

(環境基本計画)

第10条 市長は、環境の保全と創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な計画（以下「環境基本計画」という。）を定めなければならない。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 環境の保全と創造に関する長期的な目標

- (2) 環境の保全と創造に関する総合的な施策の展開に関する事項
  - (3) 前2号に掲げるもののほか、環境の保全と創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、市民等の意見が反映されるよう努めるとともに、第27条に規定する加東市環境審議会の意見を聴かなければならない。
- 4 市長は、環境基本計画を定めたときは、これを公表しなければならない。
- 5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(環境基本計画との整合性)

第11条 市長は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、これを実施するに当たっては、環境基本計画との整合を図るとともに、環境配慮の実施状況を把握して環境の保全を優先するよう努めるものとする。

第3節 環境の保全と創造を推進するための施策

(環境影響評価の推進)

第12条 市長は、環境に著しい影響を及ぼすおそれのある事業を行おうとする者が、当該事業を実施するに当たりあらかじめその事業に係る環境への影響について自ら適正に調査、予測又は評価を行い、その結果に基づき、その事業に係る環境の保全について、適正に配慮することを推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

(規制の措置)

第13条 市長は、公害の原因となる行為、自然環境の保全に支障となる行為に関し、必要な規制の措置を講ずるものとする。

(経済的措置)

第14条 市長は、市民、事業者及びこれらの者で組織する民間の団体（以下「民間団体」という。）が行う環境への負担の低減その他の環境の保全と創造に資する活動を促進するため、経済的な助成等必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 市長は、環境への負担の低減を図るため、事業者及び市民に係る適正な経済的負担の措置について調査及び研究を行い、特に必要があると認めるときは、その措置を講ずるよう努めるものとする。

(市民の意見の反映)

第15条 市長は、環境の保全と創造に関する施策を策定し、及び実施するに当たっては、

市民の環境及び生活に関する意見を充分反映させるため、必要な措置を講ずるものとする。

(公共施設の整備等)

第16条 市長は、下水道、廃棄物処理施設その他の環境の保全に資する公共施設の整備を推進するものとする。

- 2 市長は、公園、緑地等の公共施設の適正な整備を図るとともに、これらの施設の健全な利用を促進するため、必要な措置を講ずるものとする。
- 3 市長は、公共施設の建設及び維持管理に当たっては、資源及びエネルギーの有効利用並びに廃棄物の減量が促進されるよう必要な措置を講ずるものとする。

(市民等の参加)

第17条 市長は、環境の保全と創造に資する施策を実施するに当たり、その施策を効果的に推進するため、市民、事業者及び民間団体の参加、協力等が得られるよう努めなければならない。

(環境教育及び学習)

第18条 市長は、環境の保全と創造に関する教育及び学習の推進並びに広報活動の充実により、市民、事業者及び民間団体が、人と環境の関わり合い等の基本的な知識を習得するとともに、環境の保全と創造に関する活動を行う意欲が増進されるよう必要な措置を講ずるものとする。

(市民等の自主的な活動の促進)

第19条 市長は、市民、事業者及び民間団体が行う環境の保全と創造に資する自主的な活動が促進されるよう必要な措置を講ずるものとする。

(調査研究の充実)

第20条 市長は、環境の保全と創造に関する施策の策定に必要な調査研究の充実及び情報の収集に努めるものとする。

(監視等の体制の整備)

第21条 市長は、環境の保全と創造に関する施策を適正に実施するため、環境の状況の把握に必要な監視、測定等の体制の整備に努めるものとする。

(情報の提供)

第22条 市長は、市民、事業者及び民間団体が環境に関する理解を深め、環境の保全と

創造のための適切な活動を行うことを促進するため、個人及び法人の権利利益の保護に配慮しつつ環境の保全と創造に関する必要な情報を適切に提供するよう努めるものとする。

(国及び他の地方公共団体との協力)

第23条 市長は、環境の保全と創造を図るための広域的な取組みを必要とする施策について、国、県及び他の地方公共団体と協力してその推進に努めるものとする。

(推進体制の整備)

第24条 市長は、市民及び事業者と連携を図りながら協力するとともに、環境の保全及び創造に関する施策を総合的に推進し、調整するための必要な体制を整備するものとする。

### 第3章 地球環境保全の推進等

(地球環境保全への取組み)

第25条 市長は、地球の温暖化の防止、オゾン層の保護等の地球環境の保全に資する施策を積極的に推進するものとする。

2 市民、事業者及び民間団体は、その事業活動及び日常生活が地球環境の保全と密接に関係することにかんがみ、市の施策に協力し、地域における地球環境の保全のための活動に積極的に取り組むよう努めなければならない。

(地球環境の保全に関する国際協力への貢献)

第26条 市長は、地球環境の保全に関する施策の実施に当たっては、国、県、他の地方公共団体等と連携し、国際協力に貢献できるよう努めるものとする。

### 第4章 環境審議会

(設置)

第27条 環境基本法（平成5年法律第91号）第44条の規定に基づき、市長の附属機関として、加東市環境審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(任務)

第28条 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議し、及び答申する。

(1) 環境基本計画に関する事項

(2) 前号に掲げるもののほか、環境の保全と創造に関する基本的事項及び重要事項

2 審議会は、前項に規定する事項に関し、市長に意見を述べることができる。

3 前2項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

#### 附 則

##### (施行期日)

1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。

(加東市良好な環境の保全に関する条例の一部改正)

2 加東市良好な環境の保全に関する条例（平成18年加東市条例第136号）の一部を次のように改正する。

〔次のように〕 略

(加東市ポイ捨てによるごみの散乱及び犬のふんの放置の防止に関する条例の一部改正)

3 加東市ポイ捨てによるごみの散乱及び犬のふんの放置の防止に関する条例（平成19年加東市条例第26号）の一部を次のように改正する。

〔次のように〕 略

## 4. 第2次加東市環境基本計画の見直しの経過

### 令和7年度

会議等名称	実施内容
第1回加東市環境市民会議 (R7.7.15 開催)	計画の見直し及び更新に関する概要、スケジュール等について説明を行いました。 見直し及び更新に係る市民等アンケート調査について、意見交換を行いました。
市民等アンケート調査 (R7.6.13～実施)	市民、小中学生、事業者を対象にアンケート調査を実施し、対象者の方の現状に対する環境意識やニーズ等を把握しました。
関係部署の方向性確認 (R7.8.20～R7.9.3 実施)	関係部署を対象に、実施している環境施策や今後の方向性について、関係する計画の方向性等を踏まえて、確認しました。
第2回加東市環境市民会議 (R7.10.29 開催)	計画（現行基本計画）の基本取組についてのグループワークを行いました。
第3回加東市環境市民会議 (R7.12.18 開催)	計画 中間見直し（素案）について、協議・意見交換を行いました。
第1回策定委員会 (R8.1.5 開催)	策定委員（部長級）に計画 中間見直し（素案）の説明を行い、素案の確認、意見を求めました。
加東市議会 総務文教常任委員会 (R8.1.8 開催)	計画 中間見直し（素案）について説明を行いました。
パブリックコメント (R8.1.19～R8.2.17 実施)	計画 中間見直し（素案）を公表し、市民等に広く意見を求めました。
第3回加東市環境審議会 (R8.3.00 開催予定)	計画 中間見直し（素案）について説明を行い、計画策定に関する質問への答申を求めました。



加東市環境市民会議

## 諮詢書及び答申書

【諮詢書】

※令和7年度  
諮詢・答申後に更新

【答申書】

## 加東市環境基本計画策定委員会、検討委員会 委員構成

部課名	策定委員会 (部長級)	検討委員会 (課長級)
副市長	○	-
技監	○	-
議会事務局	○	○
秘書広報課	-	○
まちづくり 政策部	デジタル推進課 企画政策課 まちづくり創造課 人事課	○ ○ ○ ○
総務財政部	総務財政課 管財課 税務課 防災課	○ ○ ○ ○
市民協働部	市民課 保険医療課 生活環境課 人権協働課	○ ○ ○ ○
健康福祉部	福祉総務課 社会福祉課 高齢介護課 健康課	○ ○ ○ ○
産業振興部	農政課 農地整備課 商工観光課	○ ○ ○
都市整備部	都市政策課 土木課	○ ○
上下水道部	管理課 工務課	○ ○
教育委員会 事務局 教育振興部	教育総務課 生涯学習課 中央図書館	○ ○ ○
教育委員会 事務局 こども未来部	小中一貫教育推進室 学校教育課 発達サポートセンター こども教育課	○ ○ ○ ○
病院事業部 事務局	総務課 医事課	○ ○
	会計課	○
	委員会事務局	○

## 加東市環境審議会 委員構成

区分	審議会役職	所属	氏名
学識経験者			渥美 茂明
	みのり農業協同組合		池田 康
各種団体の役職員		加東市区長会代表区長（社地域）	松下 有一
	会長	加東市区長会区長（滝野地域）	長谷川 均
		加東市区長会区長（東条地域）	吉田 秋広
		加東市農業委員会	小西 輝明
		加東市商工会	重松 貴純
		加東市花と緑の協会	壺井 幸次郎
		加東市連合婦人会	竹内 貞美
		加東市地域環境推進協議会	西山 俊之
関係行政機関の職員		兵庫県北播磨県民局	小坂 和也

加東市環境市民会議 委員構成

区分	市民会議役職	所 属	氏 名
学識経験を有する者	委員長	国立大学法人 兵庫教育大学	小和田 善之
		公立大学法人 兵庫県立大学	中嶋 一憲
地域の代表者		加東市区長会区長（社地域）	中嶋 博行
		加東市区長会区長（滝野地域）	芹生 泰博
	副委員長	加東市区長会区長（東条地域）	山田 守
市民を代表する各種団体の役員		加東市連合婦人会	竹内 貞美
		加東市地域環境推進協議会	新海 広明
		加東市観光ボランティア	前田 昭美
		加東市児童館子育てグループ	富森 彩佳
		加東市花と緑の協会	藤本 辰男
	副委員長	加東工コ隊	芹生 強
		加東工コ隊	近松 照芳
		加東ライオンズクラブ	竹中 和彦
市内の事業者		加東市商工会 青年部	小林 大貴
		加東市商工会 女性部	大富 千晶
		社会福祉法人加東市社会福祉協議会	竹内 沙彩
		一般社団法人加東市観光協会	長谷川 妙子
		吉川ロイヤルゴルフクラブ	庄司 寛
		アスカカンパニー株式会社	小藪 準也
	副委員長	兵庫県立やしろの森公園	余部 衛
市長が必要と認める者		第10期兵庫県地球温暖化防止活動推進員	藤原 康子
		第10期兵庫県地球温暖化防止活動推進員	山口 廣子



## 第2次加東市環境基本計画（中間見直し版）

発行 兵庫県加東市  
令和8年●月  
〒673-1493 加東市社 50 番地  
TEL : 0795-43-0502 FAX : 0795-42-5282  
E-MAIL : [seikatsu-kankyo@city.kato.lg.jp](mailto:seikatsu-kankyo@city.kato.lg.jp)

編集 加東市 市民協働部 生活環境課